

平成 30 年 1 月 30 日

高知市議会議長 様

会 派 名 市民クラブ

代表者名 近 藤



第 3 四半期政務活動費収支報告書

高知市議会政務活動費の交付に関する条例第7条第1項の規定により、下記のとおり提出します。

1 収 入

項 目	金 額 (円)
前 期 繰 越 額	1,670,370
第 3 四半期政務活動費	2,400,000
利 息	0
合 計	4,070,370

2 支 出

項 目	金 額 (円)
調 査 研 究 費	791,018
研 修 費	237,568
要 請 ・ 陳 情 活 動 費	0
会 議 費	0
資 料 作 成 費	0
資 料 購 入 費	242,097
広 報 広 聴 費	0
人 件 費	0
事 務 諸 費	272,455
合 計	1,543,138

3 収支差引額 (繰越額)

金

2,527,232 円

2018年 / 月 3 / 日

高知市議会市民クラブ

団長 近藤 強 様

会派名 市民クラブ

氏名 近藤 強

強



第3 四半期政務活動費収支報告書

高知市議会政務活動費の交付に関する条例第7条第1項の規定により、下記のとおり提出します。

1 収 入

項 目	金 額 (円)
前 期 繰 越 額	268,581
第3 四半期政務活動費	250,000
利 息	
合 計	518,581

2 支 出

項 目	金 額 (円)
調 査 研 究 費	1,500
研 修 費	10,000
要 請 ・ 陳 情 活 動 費	
会 議 費	
資 料 作 成 費	
資 料 購 入 費	
広 報 広 聴 費	
人 件 費	
事 務 諸 費	13,155
合 計	24,655

3 収支差引額 (繰越額)

金 493,926 円

規則様式第7号(第6条関係)

活動内容報告書兼
政務活動費支出明細書

会派名：市民クラブ

活動内容等	期間又は月日	10月1日(日) ~ 12月31日(日)	
	支出先	保育研究所	
目的・内容・結果等	地方議員セミナー参加費 (保育・幼思教育の転換と地方行政)		
※ 行政視察を行った場合は、「行政視察報告書」を添付してください。			
支出金額等	項目	使途内容の明細, 積算の基礎等	金額(円)
	調査研究費		
	研修費	地方議員セミナー参加費	10,000
	要請・陳情活動費		
	会議費		
	資料作成費		
	資料購入費		
	広報広聴費		
	人件費		
	事務諸費		
			合計
領収証書及び支払証明書添付枚数		1 枚	
備考			

※ 枠内に収まらない場合は、別紙に整理し添付してください。

参加証

*当日、この参加証をご持参のうえ、受付にてご提示ください。

地方議員セミナー2018 春

保育・幼児教育の転換と地方行政

高知市	氏名	弁当のご注文	参加費	10,000 円
受付No.	近藤強 様	あり	お弁当	1,200 円
14			合計	11,200 円

同封の返信用紙をご使用のうえ、お早目に、郵便局から、11,200 円をお振込みください。
ご入金の確認をもって、手続き完了となります。

日時● 2018年2月6日(火) 10時00分～17時20分(受付開始9時30分)

会場● 全理連ビル9階会議室(全国理容生活衛生同業組合連合会ビル)
東京都渋谷区代々木1-36-4

10:00~11:00	講義 1 社会保障制度・財源のあり方と保育行政 保育制度の根幹といえる社会保障制度をめぐる最新情勢を学びます。 伊藤周平(鹿児島大学教授)
11:10~11:50	講義 2 2018 年度保育関係政府予算のポイント解説 幼児教育の無償化・子育て安心プランなど。 逆井直紀(保育研究所)
12:40~13:50	講義 3 無償化・保育施設整備と自治体財政 国による無償化や「子育て安心プラン」の自治体への影響を考えます。 杉山隆一(元佛光大学教授・大阪保育研究所)
14:00~15:10	講義 4 保育士の処遇改善策の現状と課題 保育士不足解消のために不可欠の処遇改善策。国の対応とその問題点、自治体における単独施策の状況等を整理します。 村山祐一(元帝京大学教授・保育研究所)、実方伸子(保育研究所)
15:25~16:35	講義 5 保育施設における重大事故の現状と行政の課題 保育中の死亡事故などの重大事故に関わる状況と、国の防止策の変化、指導監督のあり方などの自治体の課題を整理します。 寺町東子(弁護士・赤ちゃんの急死を考える会)
16:35~17:20	質問と交流 全講師で対応

※ キャンセル規定

2月2日午後3時までにご連絡いただいた場合に限り手数料(1,000円)を差引いた上で返金いたします。

主催 保育研究所

お問い合わせ先

〒162-0837 東京都新宿区納戸町26-3 保育プラザ TEL03-6265-3173 FAX03-6265-3230

振替払込請求書兼受領証

口座記号	001908
支店記号	38930
加入名	保育研究所
金額	11200
ご依頼人	高知市新本町2-17-16 近藤強 様
科目	29-12-25 / 高知愛宕郵便局
備考	(64176) N94210013

記載事項を訂正した場合は、その箇所を訂正印を押してください。
この受領証は、大切に保管してください。

アクセスマップ

全理連ビル

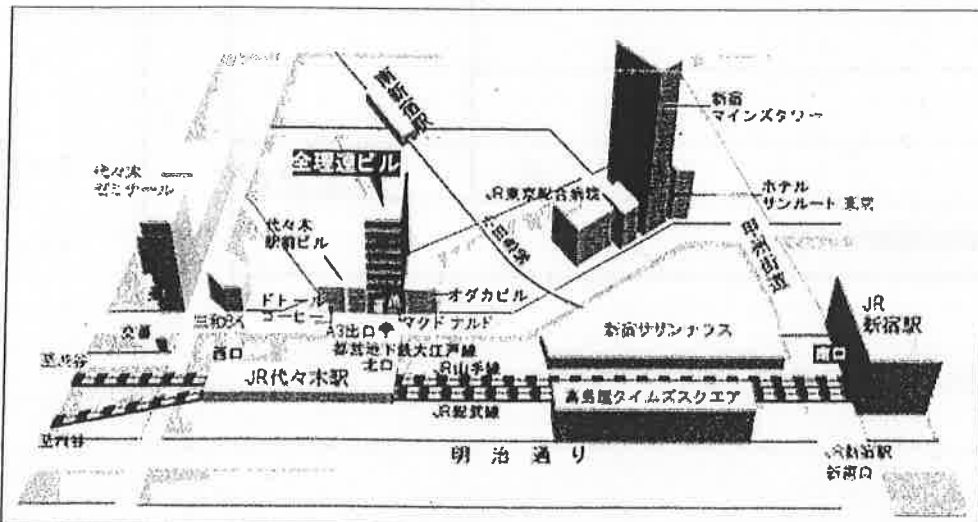
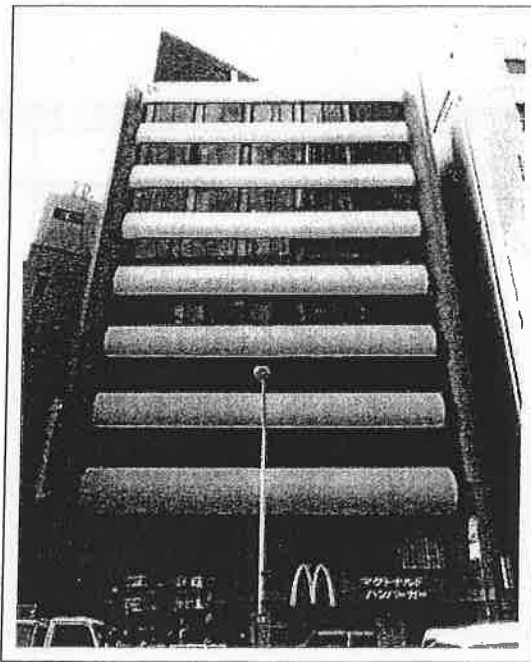
東京都渋谷区代々木 1-36-4
TEL. 03-3379-4111 (代表)

・JR 山手線・総武線、
都営地下鉄大江戸線
「代々木駅」北口駅前

・都内主要駅への所要時間

山手線＝新宿駅へ 2分
池袋駅へ 11分
渋谷駅へ 5分

総武線＝四谷駅へ 6分
東京駅へ 20分
中野駅へ 9分



規則様式第7号(第6条関係)

活動内容報告書兼
政務活動費支出明細書

会派名：市民クラブ

活動内容等	期間又は月日	10月31日(日) ~ 12月31日(月)	
	支出先	(株)明神石油	
	目的・内容・結果等	$4.002 \times \frac{3}{8} = 1.500$ (調査に伴うガソリン代)	
※ 行政視察を行った場合は、「行政視察報告書」を添付してください。			
支出金額等	項目	使途内容の明細, 積算の基礎等	金額(円)
	調査研究費	ガソリン代	1,500
	研修費		
	要請・陳情活動費		
	会議費		
	資料作成費		
	資料購入費		
	広報広聴費		
	人件費		
	事務諸費		
合計			1,500
領収証書及び支払証明書添付枚数		1 枚	
備考			

※ 枠内に収まらない場合は、別紙に整理し添付してください。



領収書

明神石油株式会社
北本町
高知市北本町3丁目10-36
TEL:088-882-9195
2017/12/28(木)15:04

近藤 強 様
10-1783101-982768 1783 0000
売上 UNO現金 1
シナジーレギュラー
110100 ¥4002
28.18L @142.0 L- 5 N-14

小計 ¥4,002
(内消費税等 ¥296)

合計 ¥4,002

お預かり ¥10000 お釣 ¥5998
※上記にて領収書とさせていただきます

今回nanacoポイント 56P
(内ボーナスポイント 28P)

※上記ポイントは3日目以降に
当SS、7-11各店等での残高確認・
チャージにより受取できます

※詳しくは当店スタッフまで
クイズに答えて100万円GET!
さらに3000円のご利用で1万円
のQUOカードが当たる!詳しくは
JXTGエネルギー大感謝祭で検索
No.9935 担当:0100 北本町ss
POS番号01
2017/12/28 釣銭伝票No.4251

規則様式第7号(第6条関係)

活動内容報告書兼
政務活動費支出明細書

会派名：市民クラブ

活動内容等	期間又は月日	10月1日(日) ~ 12月31日(日)	
	支出先	(株)NTTファイナンス	
活動内容等	目的・内容・結果等	携帯電話代 $(4.196 + 4.216 + 4.206) \times \frac{3}{8} = 4.731$ 12.618 インターネット代 $5.616 \times 3 \text{ヵ月} \times \frac{1}{2} = 8.424$	
		※ 行政視察を行った場合は、「行政視察報告書」を添付してください。	
支出金額等	項目	使途内容の明細, 積算の基礎等	金額(円)
	調査研究費		
	研修費		
	要請・陳情活動費		
	会議費		
	資料作成費		
	資料購入費		
	広報広聴費		
	人件費		
	事務諸費	インターネット・携帯電話代	13.155
	合計	13.155	
	領収証書及び支払証明書添付枚数	3 枚	
備考			

※ 枠内に収まらない場合は、別紙に整理し添付してください。

口座振替のご案内 (ドコモご利用分)

780-0062
高知市新本町2丁目17-16

近藤 強 様

郵便区内特別



0026159#
017092203022115409



00221172

NTTファイナンス株式会社
〒108-0075 東京都港区港南1-2-70

発行年月日 2017年 9月14日発行
発行会社 NTTファイナンス株式会社
料金センター

お問合せ先 0120-800-000/ドコモ
【運付先】
〒760 高松市錦町2-4-8
-0020 ドコモ錦町ビル
社用コード 8T1-EFE-J-07-23F-001279-60(26)
(000000) 00002



日頃、NTTファイナンスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。
下記に記載の料金をご指定の口座から振替させていただきます。

お 客 様 電 話 番 号 (PHONE NUMBER) お 客 様 番 号 (CUSTOMER NUMBER)	請 求 年 月 (MONTH OF ISSUE)	振 替 金 額 (TRANSFER AMOUNT OF MONEY)	振 替 日 (TRANSFER DAY)
[REDACTED]	2017年 9月ご請求分	21,736円	2017年 10月 2日(月)

お 知 せ

【NTTファイナンスからのお知らせ】

*** NTTグループ各社ご請求金額 21,736円
NTTドコモご請求額 21,736円
(合計)

詳細については、「ご請求内訳」をご覧ください。

*** 振替口座のお知らせ ***

振替口座情報

金融機関名: [REDACTED]

口座番号: [REDACTED]

【NTTドコモからのお知らせ】

*** 電話番号毎のご利用金額 (税込) ***
16,120円
5,616円

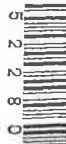
*** ドコモからのお知らせ ***

お知らせは次ページに続きます。

前月ご請求金額	17,752円 (税込)
カケホーダイプラン (2017年 8月末現在)	電話番号毎のご請求内訳をご確認ください。
ポイントのお知らせ 2017年9月1日より、「更新ありがとうポイント」が従来のdポイントクラブサイト(PC/スマートフォン/iモード)からのお申込みに加え、新たに自動音声ガイダンスにより獲得いただけるようになります。詳しくは「dポイントクラブサイト」のお知らせをご覧ください。	

※口座振替をご利用のお客様で、振替日に振替ができなかった場合は、原則として、ご請求月の翌月15日に再度振替させていただきます。
〒108-0075 東京都港区港南1-2-70 NTTファイナンス株式会社

※振替日に振替が出来なかった場合は延滞利息を加算させていただく場合があります。
If the payment cannot be transferred on that date, interest on any unpaid balance may be charged.



税区分

本内訳は、各サービス提供事業者が

請求内訳等詳細

内訳金額 (円)

項目金額 (円)

請求内訳

(お客様)

2017年9月請求分

MONTH OF ISSUE

PHONE NUMBER

お知らせ

ユニバーサルサービス制度の番号単価の改定に伴い、2017年7月ご利用分からユニバーサルサービス料を1電話番号あたり月額2円(税抜)から3円(税抜)に改定しました。詳しくはドコモのホームページにてご確認ください。引き続きお客様のご理解と協力を賜りますようお願い申し上げます。

ご請求内訳

(お客様番号)

内訳項目 CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	金額 (円)	内訳金額 (円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税区分 TAX
【合計請求額の請求内訳】				
◇基本使用料 (計)	6,380	6,380	基本使用料	合算
◇通話料・通信料 (計)	3	3	Xi・SMS通信料	合算
◇パケット定額料等 (計)	3,900	13,500	光シェアパック定額料	合算
		-1,000	パケット定額料 (シェアずっとドコモ割)	合算
		-3,400	シェアパック分割請求子回線ご負担額	合算
		-5,200	ドコモ光回線ご負担額	合算
		0	パック定額通信料	合算
◇その他ご利用料金等 (計)	7,165	1,350	付加機能使用料等	合算
		0	ドコモWi-Fi利用料	合算
		8,570	電報料	個別
		324	spモード決済 (料金回収代行/継続課金分)	内税
		50	請求書発行手数料	合算
		-3,132	月々サポート適用額	内税
		3	ユニバーサルサービス料	合算
◇端末等代金分割支払金	2,669	2,669	端末等代金分割支払金	非対象等
◇消費税等相当額 (計)	1,619	1,619	消費税等相当額 (合計)	
		(934)	(内訳) 消費税等相当額 (合算分)	
		(685)	(内訳) 消費税等相当額 (個別分)	
◇合計	21,736	21,736	合計	
			(2回線請求分)	
<電話番号毎の請求内訳>				
◆			ご利用期間 (8/1~8/31)	
◇基本使用料 (計)	1,180	2,700	カケホーダイプラン (スマホ/タブ)	合算
		-1,520	シニアはじめてスマホ割	合算
◇通話料・通信料 (計)	3	3	Xi・SMS通信料	合算
			8月ご利用分	
◇パケット定額料等 (計)	3,900	13,500	光シェアパック10	合算
		(9,500)	(内訳) シェアパック10 (小容量) 定額料	
		(5,200)	(内訳) ドコモ光基本使用料 (戸建)	
		(-1,200)	(内訳) 割引料	
			基本使用料	

NTTドコモからのお知らせ

●各種お申込み・お手続き、ご契約内容の確認などは、インターネットからできます。

【スマートフォン】はdメニュー、【iモード】はiMenu、【PC】はドコモHPのマイドコモから「ドコモオンライン手続き」をご利用いただけます。

●弊社分請求額のうち、料金回収代行分は、NTTファイナンスへ請求事務を委託しています。

ユニバーサルサービス料について

ユニバーサルサービス料は、ユニバーサルサービス (NTT東西の加入電話等) の提供を確保するために必要な費用の一部を通信事業者全体で電話番号数に応じて負担するユニバーサルサービス制度の趣旨に基づき、ご負担をお願いしている料金です。

お客様電話番号
PHONE NUMBER

請求年月
MONTH OF ISSUE

2017年 9月ご請求分

ご請求内訳

(お客様番号)

内訳項目 CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	金額 (円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税区分 TAX
	-5,200	ドコモ光回線ご負担額	請求分
	-1,000	ずっとドコモ割	合 算
	-3,400	シェアバック分割請求子回線ご負担額	合 算
		シェアバック分割請求対象額 (シェアグループ合計) 7,800円/2回線	
		※シェアグループ子回線のシェアオプション定額料含む	
		当回線におけるシェアバック分割請求ご負担額 3,900円	
	0	(参考) 当月ご利用データ量 (シェアグループ合計) 当月通信量は4.7GBです。	合 算
	0	(参考) 当月ご利用データ量 当月通信量は0.2GBです。	合 算
◇その他ご利用料金等 (計)			
7,165	300	付加機能使用料 (spモード/メール等含む)	合 算
	200	あんしんネットセキュリティ利用料	合 算
	380	ケータイ補償サービス利用料 (380)	合 算
	400	あんしん遠隔サポート利用料	合 算
	500	ネットトータルサポート利用料	合 算
	-430	あんしんバックプラス割引	合 算
	300	ドコモWi-Fi利用料 (spモード)	合 算
	-300	永年キャンペーン割引料 (ドコモWi-Fi)	合 算
	8,570	電報料 (115) 8月ご利用分	個 別
		通話毎に消費税相当額を算出。	
	324	spモード決済 (料金回収代行/継続課金分) 9月請求分	内 税
	50	請求書発行手数料 9月請求分	合 算
	-3,132	月々サポート適用額 本回線は19回目の適用 (全24回)	内 税
	3	ユニバーサルサービス料/基本 1番号あたり3円のご請求となります	合 算
◇端末等代金分割支払金			
2,669	2,669	端末等代金分割支払金 19回目のご請求です。(全24回)	非対象等
		ご請求は2018年2月請求迄で、分割支払金残額は13,345円です。	
◇消費税等相当額 (計)			
1,203	1,203	消費税等相当額 (合計)	
	(518)	(内訳) 消費税等相当額 (合算分)	合算表示の料金合計×8%
	(685)	(内訳) 消費税等相当額 (個別分)	個別表示の1件毎の金額×8%
◇合計			
16,120	16,120	合計	
	8,196		
		<NTTドコモからのお知らせ>	
		○継続利用期間は、8月末で 21年7か月となりました。	
		○カケホーダイプランのご契約期間は8月末で 1年9か月となりました。	
		○ポイントのお知らせ	
		今月のご利用金額に対する獲得ポイントは、 30です。	
		(ポイント進呈の対象になるご利用金額は、 3,586円です。)	
		※その他の獲得ポイントはWEBをご確認ください。	
		○ステージのお知らせ	
		現在のステージは、 シルバーステージです。	
		(ポイント対象金額1000円につき10pt)	
		○個別にご請求のファミリー割引グループ電話番号。 (2017年8月31日現在)	
		ご利用期間 (8/1~8/31)	
◇基本使用料 (計)			
5,200	5,200	戸建・タイプA/西	ポイントは翌月の進呈になります。
	0	(参考) plala利用	合 算
◇消費税等相当額 (計)			
416	416	消費税等相当額 (合計)	合算表示の料金合計×8%
◇合計			
5,616	5,616	合計	

口座振替のご案内 (ドコモご利用分)

780-0062
高知市新本町2丁目17-16

近藤 強 様

郵便区内特別



0023282#
017102203017034004

日頃、NTTファイナンスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。
下記に記載の料金をご指定の口座から振替させていただきます。



00217648

8T1EFE

NTTファイナンス株式会社
〒108-0075 東京都港区港南1-2-70

発行年月日 2017年10月13日発行
発行会社 NTTファイナンス株式会社

料金センター

お問合せ先 0120-800-0000/ドコモ
【速付先】

〒760 高松市錦町2-4-8

-0020 ドコモ錦町ビル

社用コード 8T1-EFE-J-07-23F-000997-60(26)
(000000) 00002

(1 / 3 ページ)

お客様電話番号 (PHONE NUMBER) お客様番号 (CUSTOMER NUMBER)	請求年月 (MONTH OF ISSUE)	振替金額 (TRANSFER AMOUNT OF MONEY)	振替日 (TRANSFER DAY)
[REDACTED]	2017年10月ご請求分	15,125円	2017年10月31日(火)

お知らせ

【NTTファイナンスからのお知らせ】

*** NTTグループ各社ご請求金額 *** 15,125円
NTTドコモ分ご請求額 (合計) 15,125円

詳細については、「ご請求内訳」をご覧ください。

*** 振替口座のお知らせ ***

振替口座情報

【NTTドコモからのお知らせ】

*** 電話番号毎のご利用金額 (税込) *** 9,509円
5,616円

前月ご請求金額	21,736円 (税込)
カケホーダイプラン (2017年9月末現在)	電話番号毎のご請求内訳をご確認ください。
ポイントのお知らせ 2017年9月1日より、「更新ありがとうポイント」が従来のdポイントクラブサイト(PC/s pモード/iモード)からのお申込みに加え、新たに自動音声ガイダンスにより獲得いただけるようになりました。詳しくは「dポイントクラブサイト」のお知らせをご覧ください。	

※振替日に振替が出来なかった場合は延滞利息を加算させていただきます。場合によっては、原則として、ご請求月の翌月15日に再度振替させていただきます。

※口座振替をご利用のお客様で、振替日に振替ができなかった場合は、原則として、ご請求月の翌月15日に再度振替させていただきます。

1228

PHONE NUMBER MONTH OF ISSUE

ご請求内訳

(お客様番号)

内訳項目 CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	金額 (円)	内訳金額 (円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税区分 TAX
【合計請求額の請求内訳】			本内訳は、各サービス提供事業者が発行したものです。 詳細は電話番号毎内訳をご覧ください。	
◇基本使用料 (計)	6,380	6,380	基本使用料	合算
◇通話料・通信料 (計)	21	21	Xi・SMS通信料	合算
◇パケット定額料等 (計)	3,900	13,500	光シェアパック定額料	合算
		-1,000	パケット定額料 (シェアずっとドコモ割)	合算
		-3,400	シェアパック分割請求子回線ご負担額	合算
		-5,200	ドコモ光回線ご負担額	合算
		0	パック定額通信料	合算
◇その他ご利用料金等 (計)	1,025	1,350	付加機能使用料等	合算
		0	ドコモWi-Fi利用料	合算
		△ 2,430	電報料	個別
		324	spモード決済 (料金回収代行/継続課金分)	内税
		50	請求書発行手数料	合算
		-3,132	月々サポート適用額	内税
		3	ユニバーサルサービス料	合算
◇端末等代金分割支払金	2,669	△ 2,669	端末等代金分割支払金	非対象等
◇消費税等相当額 (計)	1,130	1,130	消費税等相当額 (合計)	
		(936)	(内訳) 消費税等相当額 (合算分)	
		(△ 194)	(内訳) 消費税等相当額 (個別分)	
◇合計	15,125	15,125	合計 (2回線請求分)	
<電話番号毎の請求内訳>		9,832		
◇基本使用料 (計)	1,180	2,700	ご利用期間 (9/1~9/30)	
		-1,520	カケホーダイプラン (スマホ/タブ)	合算
			シニアはじめてスマホ割	合算
◇通話料・通信料 (計)	21	21	Xi・SMS通信料	合算
			9月ご利用分	
◇パケット定額料等 (計)	3,900	13,500	光シェアパック10	合算
		(9,500)	(内訳) シェアパック10 (小容量) 定額料	
		(5,200)	(内訳) ドコモ光基本使用料 (戸建)	
		(-1,200)	(内訳) 割引料	
		-5,200	ドコモ光回線ご負担額	合算
		-1,000	ずっとドコモ割	合算
		-3,400	シェアパック分割請求子回線ご負担額	合算
			シェアパック分割請求対象額 (シェアグループ合計) 7,800円/2回線	
			※シェアグループ子回線のシェアオプション定額料含む	
			当回線におけるシェアパック分割請求ご負担額 3,900円	
		0	(参考) 当月ご利用データ量 (シェアグループ合計) 当月通信量は4.7GBです。	合算

NTTドコモからのお知らせ

●各種お申込み・お手続き、ご契約内容の確認などは、インターネットからできます。
【スマートフォン】はdメニュー、【iモード】はiMenu、【PC】はドコモHPのマイドコモから「ドコモオンライン手続き」をご利用いただけます。
●弊社分請求額のうち、料金回収代行分は、NTTファイナンスへ請求事務を委託しています。

ユニバーサルサービス料について

ユニバーサルサービス料は、ユニバーサルサービス (NTT東西の加入電話等) の提供を確保するために必要な費用の一部を通信事業者全体で電話番号数に応じて負担するユニバーサルサービス制度の趣旨に基づき、ご負担をお願いしている料金です。

ご請求内訳

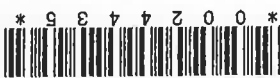
内訳項目 CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	金額 (円)	内訳金額 (円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税区分 TAX
		0	(参考) 当月ご利用データ量	合算
◇その他ご利用料金等 (計)	1,025	300	付加機能使用料 (SDモード/メール等含む)	合算
		200	あんしんネットセキュリティ利用料	合算
		380	ケータイ補償サービス利用料 (380)	合算
		400	あんしん遠隔サポート利用料	合算
		500	ネットトータルサポート利用料	合算
		-430	あんしんバックプラス割引	合算
		300	ドコモWi-Fi利用料 (SDモード)	合算
		-300	永年キャンペーン割引料 (ドコモWi-Fi)	合算
		△2,430	電報料 (115)	個別
		324	SDモード決済 (料金回収代行/継続課金分)	内税
		50	請求書発行手数料	合算
		-3,132	月々サポート適用額	内税
		3	ユニバーサルサービス料/基本	合算
◇端末等代金分割支払金	2,669	△2,669	端末等代金分割支払金	非対象等
			ご請求は2018年2月請求迄で、分割支払金残額は	
◇消費税等相当額 (計)	714	714	消費税等相当額 (合計)	
		(520)	(内訳) 消費税等相当額 (合算分)	合算表示の料金合計×8%
		(△194)	(内訳) 消費税等相当額 (個別分)	個別表示の1件毎の金額×8%
◇合計	9,509	9,509	合計	
		4.2/b		
			<NTTドコモからのお知らせ>	
			○継続利用期間は、9月末で	21年8か月となりました。
			○カケホーダイプランのご契約期間は9月末で	1年10か月となりました。
			○ポイントのお知らせ	
			今月のご利用金額に対する獲得ポイントは、	30です。
			(ポイント進呈の対象になるご利用金額は、	3,604円です。)
			※その他の獲得ポイントはWEBをご確認ください。	
			○ステージのお知らせ	
			現在のステージは、	シルバーステージです。
			(ポイント対象金額1000円につき10pt)	
			○個別にご請求のファミリー割引グループ電話番号。	(2017年9月30日現在)
			ご利用期間 (9/1~9/30)	
◇基本使用料 (計)	5,200	5,200	戸建・タイプA/西	ポイントは翌月の進呈になります。
		0	(参考) plala利用	合算
◇消費税等相当額 (計)	416	416	消費税等相当額 (合計)	合算表示の料金合計×8%
◇合計	5,616	5,616	合計	
			<NTTドコモからのお知らせ>	
			○継続利用期間は、9月末で	1年7か月となりました。
			○ドコモ光/戸建のご契約期間は9月末で	1年7か月となりました。

口座振替のご案内(ドコモご利用分)

780-0062
高知市新本町2丁目17-16

近藤 強 様

郵便区内特別



0024435#
017112203017346535



00219562

8T1EFE

NTTファイナンス株式会社
〒108-0075 東京都港区港南1-2-70

発行年月日 2017年11月13日発行
発行会社 NTTファイナンス株式会社
料金センター

お問合せ先 0120-800-0000/ドコモ
【遠付先】
〒760 高松市錦町2-4-8
-0020 ドコモ錦町ビル
社用コード 8T1-EFE-J-07-23F-001069-60(26)
(000000) 00002

日頃、NTTファイナンスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。
下記に記載の料金をご指定の口座から振替させていただきます。

お客様電話番号 (PHONE NUMBER) お客様番号 (CUSTOMER NUMBER)	請求年月 (MONTH OF ISSUE)	振替金額 (TRANSFER AMOUNT OF MONEY)	振替日 (TRANSFER DAY)
[REDACTED]	2017年11月ご請求分	15,115円	2017年11月30日(木)

(1/4ページ)

お知らせ

【NTTファイナンスからのお知らせ】
*** NTTグループ各社ご請求金額 ***
NTTドコモ分ご請求額 15,115円
(合計) 15,115円
詳細については、「ご請求内訳」をご覧ください。

*** 振替口座のお知らせ ***

振替口座情報
金融機関名: [REDACTED]
口座番号: [REDACTED]

【NTTドコモからのお知らせ】

*** 電話番号毎のご利用金額 (税込) ***
9,499円
5,616円

*** カケホーダイプランのお知らせ ***

お知らせは次ページに続きます。

前月ご請求金額	15,125円(税込)
カケホーダイプラン (2017年10月末現在)	電話番号毎のご請求内訳をご確認ください。

ポイントのお知らせ

2017年9月1日より、「更新ありがとうございますポイント」が従来のdポイントクラブサイト(PC/スマートフォン/iモード)からのお申込みに加え、新たに自動音声ガイダンスにより獲得いただけるようになりました。詳しくは「dポイントクラブサイト」のお知らせをご覧ください。

※振替日に振替が出来なかった場合は延滞利息を加算させていただきます。振替日にご請求の口座に振替ができていない場合は、原則として、ご請求月の翌月15日に再度振替させていただきます。
※口座振替をご利用のお客様で、振替日に振替ができなかった場合は、原則として、ご請求月の翌月15日に再度振替させていただきます。
お問い合わせ先: 電話 0120-800-0000 / ドコモ

1
5
2
2
8

項目金額(円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	ドコモ光回線ご負担額 ドコモ光回線ご負担額	5,200
請求内訳 AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	ドコモ光回線ご負担額 ドコモ光回線ご負担額	5,200
請求内訳 AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	ドコモ光回線ご負担額 ドコモ光回線ご負担額	5,200

お 知 ら せ

11月末でカケホーダイプランのご契約期間が満了となります。継続契約を希望されない場合、翌々月末までにお申出をお願いいたします。

ご請求内訳

(お客様番号 [REDACTED])

内訳項目 金額(円) CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY(YEN)	内訳金額(円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税区分 TAX
【合計請求額の請求内訳】			
◇基本使用料(計)	6,380	基本使用料	合 算
◇通話料・通信料(計)	12	Xi・SMS通信料	合 算
◇パケット定額料等(計)	3,900	光シェアパック定額料	合 算
	-1,000	パケット定額料(シェアずっとドコモ割)	合 算
	-3,400	シェアパック分割請求子回線ご負担額	合 算
	-5,200	ドコモ光回線ご負担額	合 算
	0	パック定額通信料	合 算
◇その他ご利用料金等(計)	1,025	付加機能使用料等	合 算
	0	ドコモWi-Fi利用料	合 算
	2,430	電報料	個 別
	324	SPモード決済(料金回収代行/継続課金分)	内 税
	50	請求書発行手数料	合 算
	-3,132	月々サポート適用額	内 税
	3	ユニバーサルサービス料	合 算
◇端末等代金分割支払金	2,669	端末等代金分割支払金	非対象等
◇消費税等相当額(計)	1,129	消費税等相当額(合計)	
	(935)	(内訳) 消費税等相当額(合算分)	
	(194)	(内訳) 消費税等相当額(個別分)	
◇合計	15,115	合計 (2回線請求分)	
<電話番号毎の請求内訳>			
◆ [REDACTED]		ご利用期間(10/1~10/31)	
◇基本使用料(計)	1,180	カケホーダイプラン(スマホ/タブ)	合 算
	-1,520	シニアはじめてスマホ割	合 算
◇通話料・通信料(計)	12	Xi・SMS通信料	合 算
	12	10月ご利用分	
◇パケット定額料等(計)	3,900	光シェアパック10	合 算
	(9,500)	(内訳) シェアパック10(小容量)定額料	
	(5,200)	(内訳) ドコモ光基本使用料(戸建) [REDACTED] の基本使用料	
	(-1,200)	(内訳) 割引料	

NTTドコモからのお知らせ

●各種お申込み・お手続き、ご契約内容の確認などは、インターネットからできます。
【スマートフォン】はdメニュー、【iモード】はiMenu、【PC】はドコモHPのマイドコモから「ドコモオンライン手続き」をご利用いただけます。
●弊社分請求額のうち、料金回収代行分は、NTTファイナンスへ請求事務を委託しています。

ユニバーサルサービス料について

ユニバーサルサービス料は、ユニバーサルサービス(NTT東西の加入電話等)の提供を確保するために必要な費用の一部を通信事業者全体で電話番号数に応じて負担するユニバーサルサービス制度の趣旨に基づき、ご負担をお願いしている料金です。

ご請求内訳

(お客様番号 [REDACTED])

内訳項目 CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY(YEN)	金額(円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税区分 TAX
	-5,200	ドコモ光回線ご負担額	合算
	-1,000	ずっとドコモ割	合算
	-3,400	シェアパック分割請求子回線ご負担額	合算
		シェアパック分割請求対象額(シェアグループ合計) 7,800円/2回線	
		※シェアグループ子回線のシェアオプション定額料含む	
		当回線におけるシェアパック分割請求ご負担額 3,900円	
	0	(参考) 当月ご利用データ量(シェアグループ合計) 当月通信量は5.2GBです。	合算
	0	(参考) 当月ご利用データ量 当月通信量は0.2GBです。	合算
◇その他ご利用料金等(計)	1,025		
	300	付加機能使用料(sDモード/メール等含む)	合算
	200	あんしんネットセキュリティ利用料	合算
	380	ケータイ補償サービス利用料(380)	合算
	400	あんしん遠隔サポート利用料	合算
	500	ネットトータルサポート利用料	合算
	-430	あんしんバックプラス割引	合算
	300	ドコモWi-Fi利用料(sDモード)	合算
	-300	永年キャンペーン割引料(ドコモWi-Fi)	合算
	△2,430	電報料(115)	個別
		10月ご利用分	
		通話毎に消費税相当額を算出。	
	324	sDモード決済(料金回収代行/継続課金分)	内税
	50	請求書発行手数料	合算
	-3,132	月々サポート適用額	内税
	3	ユニバーサルサービス料/基本	合算
◇端末等代金分割支払金	2,669		
	△2,669	端末等代金分割支払金	非対象等
		ご請求は2018年2月請求迄で、分割支払金残額は	
		21回目のご請求です。(全24回) 8,007円です。	
◇消費税等相当額(計)	713		
	713	消費税等相当額(合計)	
	(519)	(内訳) 消費税等相当額(合算分)	合算表示の料金合計×8%
	(△194)	(内訳) 消費税等相当額(個別分)	個別表示の1件毎の金額×8%
◇合計	9,499	合計	
	9,499		
	4,206		
		<NTTドコモからのお知らせ>	
		○継続利用期間は、10月末で	21年9か月となりました。
		○カケホーダイプランのご契約期間は10月末で	1年11か月となりました。
		契約継続を希望されない場合、翌々月末までに	お申出をお願いいたします。
		○ポイントのお知らせ	
		今月のご利用金額に対する獲得ポイントは、	30です。
		(ポイント進呈の対象になるご利用金額は、	3,595円です。)
		※その他の獲得ポイントはWEBをご確認ください。	
		○ステージのお知らせ	
		現在のステージは、	シルバーステージです。
		(ポイント対象金額1000円につき10pt)	
		○個別にご請求のファミリー割引グループ電話番号。	(2017年10月31日現在)
		[REDACTED]	
		ご利用期間(10/1~10/31)	
◇基本使用料(計)	5,200		
	5,200	戸建・タイプA/西	合算
	0	(参考) plala利用	合算
◇消費税等相当額(計)	416		
	416	消費税等相当額(合計)	合算表示の料金合計×8%
◇合計			

お客様電話番号
PHONE NUMBER

請求年月
MONTH OF ISSUE

2017年11月ご請求分

ご請求内訳

(お客様番号 XXXXXXXXXX)

内訳項目 金額 (円) CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	内訳金額 (円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	〔 本内訳は、各サービス提供事業者が 発行したものです。 〕	税区分 TAX
5,616	5,616	合計 <NTTドコモからのお知らせ> ○継続利用期間は、10月末で 1年8か月となりました。 ○ドコモ光/戸建のご契約期間は10月末で 1年8か月となりました。		

平成 30年 1月 26 日

高知市議会 市民クラブ
 団長 近藤 強 様

会派名 市民クラブ
 議員名 岡崎 豊



第3 四半期政務活動費収支報告書

高知市議会政務活動費の交付に関する条例第7条第1項の規定により、下記のとおり提出します。

1 収 入

項 目	金 額 (円)	
前 期 繰 越 額		21.912
第3 四半期政務活動費	250,000	18,736
利 息	0	
合 計		268,736

2 支 出

項 目	金 額 (円)	
調 査 研 究 費	108,107	
研 修 費		91,820
要 請 ・ 陳 情 活 動 費		91,569
会 議 費		
資 料 作 成 費		
資 料 購 入 費	72,370	
広 報 広 聴 費		
人 件 費		52,011
事 務 諸 費		48,422
合 計		320,330

3 収支差引額 (繰越額)

金

~~51,323~~円
 21.896

223,808

様式第7号(第6条関係)

活動内容報告書兼
政務活動費支出明細書

会派名： 市民クラブ

活動内容等	期間又は月日	10月 10日(火) ~ 10月 24日(火)	
	支出先	モリミツ石油株式会社	
	目的・内容・結果等	市役所内外における政務調査活動を行った。 ※ 行政視察を行った場合は、「行政視察報告書」を添付してください。	
支出金額等	項目	使途内容の明細, 積算の基礎等	金額(円)
	調査研究費	ガソリン代 (6,659円×3/8の金額)	2,497円 ✓
	研修費		
	要請・陳情活動費		
	会議費		
	資料作成費		
	資料購入費		
	広報公聴費		
	人件費		
	事務諸費		
	合計		
領収証書及び支払証明書添付枚数		2 ✓	枚
備考			

※ 枠内に収まらない場合は、別紙に整理し添付してください。

毎度ありがとうございます

☆★スタンプサービス実施中!★☆
毎週火・木曜日スタンプ2倍day

領収書

給油 2017年10月10日(火) 18:35
010000

加11 市民クワガ 様 9515-6 1
6-895218-10002-000
4-現金固定

*レシート
N11 26.38L/L 0131.00 ¥3,456
(内消費税) 053.80 ¥1,419

小計 ¥3,456

合計 ¥3,456
(内消費税等) ¥256
お預り ¥4,000
お釣り ¥544

商品欄 *内税商品 #非課税商品

モリミツ石油 株式会社 朝倉給油所
TEL (088)844-1339

2017/10/10 9865 No:9122
SC:8952186-1

毎度ありがとうございます

☆★スタンプサービス実施中!★☆
毎週火・木曜日スタンプ2倍day

領収書

給油 2017年10月24日(火) 14:44
010000

加11 市民クワガ 様 9515-6 1
6-895218-10002-000
4-現金固定

*レシート
N11 24.45L/L 0131.00 ¥3,203
(内消費税) 053.80 ¥1,315

小計 ¥3,203

合計 ¥3,203
(内消費税等) ¥237
お預り ¥4,000
お釣り ¥797

商品欄 *内税商品 #非課税商品

モリミツ石油 株式会社 朝倉給油所
TEL (088)844-1339

2017/10/24 1242 No:0753
SC:8952186-1

6.659 x 3.0 = 2.0 k 97

活動内容報告書兼
政務活動費支出明細書

会派名： 市民クラブ

活動内容等	期間又は月日	✓ 11月 1日(水) ~ 11月 2日(木)	
	支出先	岡崎 豊	
目的・内容・結果等	平成29年11月1日 午後2時~午後3時30分 福島県会津若松市東栄町3番46号 会津若松市役所 視察項目：歴史情緒あふれる地域づくり支援事業 平成29年11月2日 午前10時~午前11時30分 栃木県足利市朝倉町2丁目21-16 ヨークタウン2F 足利市室内子ども遊び場「キッズピアあしかが」 視察項目：キッズピアあしかがの設置目的と運営等について ※行政視察を行った場合は、「行政視察報告書」を添付してください。		
支出金額等	項目	使途内容の明細, 積算の基礎等	金額(円)
	調査研究費	旅費等	✓ 100,320円
	研修費		
	要請・陳情活動費		
	会議費		
	資料作成費		
	資料購入費		
	広報公聴費		
	人件費		
	事務諸費		
			合計
領収証書及び支払証明書添付枚数		1	枚
備考			

※ 枠内に収まらない場合は、別紙に整理し添付してください。

旅 費 明 細 書

市民75分
豊議委員分
10/19日村橋委員

月 日	出発地	経 路	到着地	宿泊地	鉄 道 賃			船 賃	航空賃	車 賃		日 当	宿 泊 料		食卓料	計
					営業 換算	運賃	急 行料			定額	実費額		日 数	夜 数		
11	1	高知駅前 (6:15)	羽田空港	会津若松 (12:48)		248	4,410	4,000		(特便3) 29,290						40,140
		会津若松 (16:21)		宇都宮市	181.8	3,350	2,910				1	1	13,300		22,560
2		宇都宮 (8:07)		足利	67.1	1,140									1,140
		足利 (13:43)	羽田空港	高知駅前 (19:10)	140.1	2,350	1,840		(特便3) 29,290		1				36,480
															
															0
															0
	支 度 料								0						(支給額) 円
	旅行雑費				637.0	11,250	8,750	20,000	58,580	2	1	13,300	0	0	100,320

(注) 括弧内には、在勤地の出発(予定)時刻を記載すること。

※ 高知駅前～高知龍馬空港間は空港連絡バス往復利用。

※ 11/1は用務地以外での宿泊となるが、当日の最後の用務地(会津若松)及び翌日の最初の用務地(足利)となるため乙地方の額を適用する。

行政視察報告書

報告者氏名(視察代表者) 岡崎 豊



1 視察者氏名

岡崎 豊	岡崎 邦子	竹内千賀子	田鍋 剛
長尾和明	深瀬 裕彦		

2 視察期間 平成29年 11月 1日 ~ 平成29年 11月 2日

3 視察先, 視察事項, 選定理由, 視察結果等

視 察 日 視 察 先	視察事項及び 選 定 理 由	視 察 結 果 (参考となった事項, 考察)
11月1日(水) 午後2時~3時30分 福島県会津若松市	視察項目: 「歴史情緒あふれる地域づくり支援事業」について	視察項目とした支援事業は、豊富な神社仏閣や歴史的資源を活用し、「歴史」をテーマとしたまちづくりを推進している。実行委員会形式から立ち上げ、人材育成等を行ないながら、まちなかの賑わいを創出する事業に取り組んでいる。そのポイントとして、①歴史を活かした魅力的な街並みづくり②“会津らしさ”を活かしたまちなか創出③市民協働による永続的なまちづくりの礎づくりがあげられる。
11月2日(木) 午前10時~11時30分 栃木県足利市	視察項目: 「キッズピアあしかが」の設置目的と運営等について	「キッズピアあしかが」は、季節や天候に左右されることなく子どもたちが裸足で駆け回れる遊び場を提供することを目的としている。 事業の形態は、行政提案型公募方式により、民間事業者に募集を行なう。基本方針として、子どもの運動機能向上や子育て世代の交流の場となるような機能を備える施設として運営を行っている。また、映像メディアアートブースを増設し、映像体験型プログラムも実施しており好評である。

※ 枠内に収まらない場合は、別紙に整理し添付してください。

※ 主要な関係資料の写しを添付してください。

視察に係る旅費交通費の内訳は、別紙のとおり。



Aizu-Wakamatsu City
会津若松市
議会事務局
次長



尾崎 重治
OZAKI Shigeharu

〒965-8601
福島県会津若松市東栄町3-46
TEL 0242-39-1323 (直通) FAX 0242-39-1470
E-mail: ozaki@city.aizuwakamatsu.lg.jp
ozaki@tw.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp
URL: <http://www.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp/>

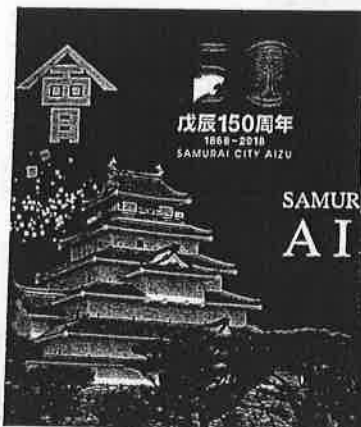


会津若松市
議会事務局
議事調査グループ
主査



渡邊 彩子
Watanabe Ayako

〒965-8601
福島県会津若松市東栄町3-46
TEL 0242-39-1323 (直通) FAX 0242-39-1470
E-mail: ay1284@tw.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp
URL: <http://www.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp/>



会津若松市 観光商工部 商工課
中心市街地活性化グループ
副主幹

卯月 亜紀
Aki Uzuki

〒965-8601
福島県会津若松市東栄町3番46号
TEL: 0242-39-1252 FAX: 0242-39-1433
E-mail: uzuki_aki@tw.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp
(官公庁用) uzuki_aki@city.aizuwakamatsu.lg.jp

会津若松市
観光商工部
主任主事

遠藤

肇

会津若松
AIZU WAKAMATSU

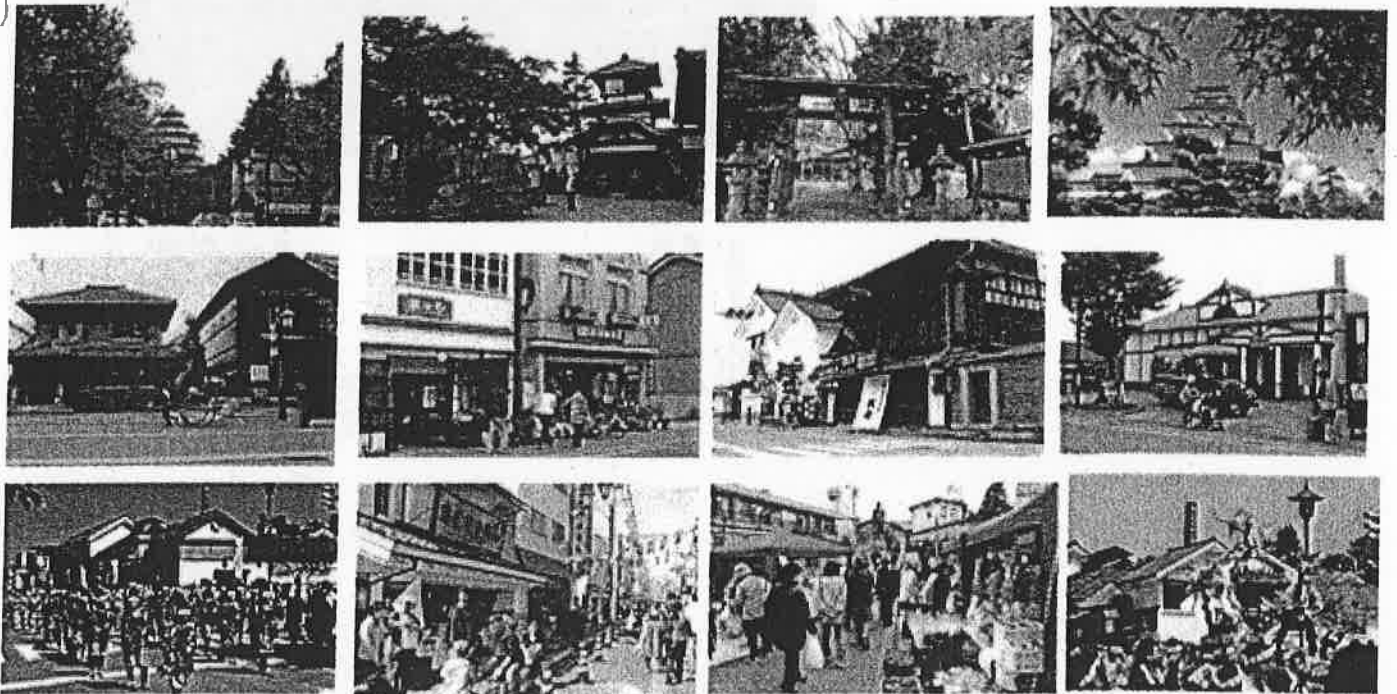
〒965-8601
福島県会津若松市東栄町3番46号
TEL0242-39-1252 FAX0242-39-1433
E-mail:endo@tw.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp



会津若松市における 中心市街地活性化への 取組について

【 目 次 】

1	会津若松市の市勢 P	1
2	会津若松市の沿革 P	1
3	中心市街地を取り巻く環境の変化 P	2
4	中心市街地活性化についての考え方 P	6
5	これまでの活動経過 P	11
6	主な支援制度（市単独補助） P	12
7	活性化事業の実施状況（主なもの） P	13
8	株式会社まちづくり会津の概要 P	17



1 会津若松市の市勢



■面積、地形等

本市の市域面積は 382.99 k² であり、また、地形は、東西に 20.5km、南北に 28.9km、海拔は 218.32m であり、東西に短く、南北に長い地形になっています。

市域のうち山林面積が約 45% を占め、地域の北西にある市街地は、中心を湯川が流れ、東から西へ緩やかな傾斜をなしています。

■気候

気候は、内陸盆地特有の複雑な様相を示し、冬期は日本海側の気候となり好天が少なく降雪量が多く、夏期は太平洋側に近い気候を示すものの、春秋にはこれに内陸型の気候条件が加わり、日中と夜間の気温差が激しくなっています。

平年の日最高気温（8月）は 30.6℃、日最低気温（1月）は -3.7℃ で、年間降水量は約 1,200mm、年間日照時間は約 1,600 時間で、年間降雪量は 478cm となっています。

■市の位置

会津若松市は、福島県の西部、会津盆地の東南にあり、東京から約 300km、県都福島市から約 100km の距離にあります。

東は猪苗代湖を、西は宮川を境とし、南は布引山・大戸岳を境とした諸山岳が壁をなし、北は日橋川を境にしています。

地目別土地面積 (単位: k²)

区分	(H29.1.1 現在)
総面積	382.99
田	59.22
畑	14.36
宅地	22.43
鉱泉地 (m ²)	126
池湖	29.17
山林	169.87
原野	7.74
雑種地	23.10
その他	57.09

2 会津若松市の沿革

■まちの成り立ち

会津若松市の歴史は古く、古事記や日本書紀などにも「相津」という地名が記されており、東と北の出会い重要な接点として位置付けられています。蒲生氏郷の時代に七層の城「鶴ヶ城」を築き、後世に残る城下町の再編・整備を行う中で、地名を「黒川」から「若松」に改称しました。その後、徳川三代将軍家光の異母弟である保科正之によって会津藩が確立され、白虎隊の悲劇でも有名な戊辰戦争で武家時代が終焉を迎えるまで、会津は東北地方の要衝としてその名を歴史に刻んできました。

明治 32 年 4 月に県内初の市制を施行した本市は、昭和 26 年に町北村と、昭和 30 年には近隣 7 か村と合併し、市名も「若松市」から「会津若松市」と改め、名実ともに会津地方の中核都市となりました。それから半世紀が経過し、平成の大合併の中で、平成 16 年 11 月 1 日には北会津村と、また、平成 17 年 11 月 1 日には河東町と合併し、現在に至っています。

■歴史的・文化的資源

- ・若松城（鶴ヶ城） 天守閣 [国指定史跡]
- ・会津松平氏庭園「御薬園」 [国指定名勝]
- ・蒲生氏郷の墓
- ・阿弥陀寺御三階
- ・飯盛山 など



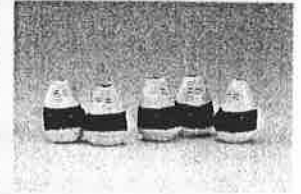
■産業

- ・会津漆器
- ・会津清酒
- ・民芸品
- ・農業 *（米、果物）*



■まつり

- ・会津まつり
- ・十日市
- ・お釜節



■景観資源

- ・歴史的指定建造物 34件 *（歴史的建造物）*
- ・景観協定地区 12地区
（うち、7地区が中心市街地）



2 中心市街地を取り巻く環境の変化

■人口の推移

人口の推移は、市全体に比べ、中心市街地での減少率が大きくなっています。

世帯数についても、市域全体の世帯数が増加している中で、中心市街地の世帯数は微減となっていることから、中心部の定住者が周辺町村を含めた郊外へ流出している「人口の郊外拡散化・空洞化」が進んでいる状況が伺えます。

また、老年人口の割合が市全体の数値より中心市街地での数値が高い値を示しており、この傾向は確実に進んでいくものと想定されることから、中心市街地での高齢化の問題が大きな課題となっています。

■ 居住人口等の推移（５年間）

	中心市街地						市全体						
	H25	H26	H27	H28	H29	(H29/H25)	H25	H26	H27	H28	H29	(H29/H25)	
人口（人）	11,409	11,267	10,445	10,375	10,193	-10.7%	124,511	123,823	122,764	121,802	120,665	-3.1%	
割合	9.2%	9.1%	8.5%	8.5%	8.4%	-						-	
旧会津若松市	11,409	11,267	10,445	10,375	10,193	-	108,460	107,874	106,956	106,151	105,147	-3.1%	
（割合）	10.5%	10.4%	9.8%	9.8%	9.7%	-	-	-	-	-	-	-	
旧北会津村	-	-	-	-	-	-	7,465	7,440	7,342	7,281	7,231	-	
旧河東町	-	-	-	-	-	-	8,586	8,509	8,466	8,370	8,287	-	
3 区 分 別 人 口	年少（0～14歳）	1,174	1,129	1,063	1,057	1,011	-13.9%	16,749	16,393	16,024	15,609	15,186	-9.3%
	割合	10.3%	10.0%	10.2%	10.2%	9.9%	-	13.5%	13.2%	13.1%	12.8%	12.6%	-
	生産（15～64歳）	6,906	6,581	6,080	5,906	5,760	-16.6%	75,401	74,434	72,955	71,767	70,552	-6.4%
	割合	60.5%	58.4%	58.2%	56.9%	56.5%	-	60.6%	60.1%	59.4%	58.9%	58.5%	-
	老年（65歳以上）	3,329	3,557	3,302	3,412	3,422	2.8%	32,361	32,996	33,785	34,426	34,927	7.9%
割合	29.2%	31.6%	31.6%	32.9%	33.6%	-	26.0%	26.6%	27.5%	28.3%	28.9%	-	
世帯数	5,425	5,405	4,966	5,060	5,002	-7.8%	50,262	50,554	50,645	50,963	51,060	1.6%	
割合	10.8%	10.7%	9.8%	9.9%	9.8%	-	-	-	-	-	-	-	
旧会津若松市	5,425	5,405	4,966	5,060	5,002	-	45,335	45,576	45,638	45,909	45,959	-	
（割合）	12.0%	11.9%	10.9%	11.0%	10.9%	-	-	-	-	-	-	-	
旧北会津村	-	-	-	-	-	-	2,295	2,325	2,331	2,362	2,390	-	
旧河東町	-	-	-	-	-	-	2,632	2,653	2,676	2,692	2,711	-	

資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

※ 旧北会津村と旧河東町には中心市街地の区域設定はない。

■ 商業（小売業）環境の推移

平成26年の小売業年間商品販売額は、対24年比で24.5%と大きく増加しています。

主な要因としては、当該調査の調査期間である平成25年は、NHK大河ドラマ「八重の桜」の放送が影響しているものと考えられます。

また、大型店の立地が進み、市内小売店売場面積に占める割合は68.1%と高い値を示しており、地域中小小売業に与える影響は大きい状況にあります。

大型店の立地傾向も、中心市街地の外縁部である外環状線（国道49号、国道401号、県道会津若松裏磐梯線等）沿いの郊外開発型から住宅地や工場跡地といった既成市街地への立地傾向が見られてきました。

これまでの「大型店 vs. 中小小売店」、「中心市街地 vs. 郊外大型店」から、限られた購買層を大型店同士が競争するという「大型店 vs. 大型店」へと変化しており、中心市街地の百貨店や大型スーパーの閉店による跡地の利活用も課題となっています。

	H9	H14	H16	H19	H24	H26	(H26/H9)
小売業年間商品販売額（万円）	20,641,900	16,799,076	15,845,661	16,178,849	13,320,916	16,587,200	-19.6%
小売店売場面積（㎡）	178,813	186,746	194,473	216,807	192,119	194,703	8.9%
うち、大型店売場面積（㎡）	74,735	89,008	104,959	134,463	134,984	132,487	77.3%
大型店占有率	41.8%	47.7%	54.0%	62.0%	70.3%	68.0%	

資料：商業統計調査（経済産業省）、経済センサス（総務省・経済産業省）

※平成16年以前のデータには合併前の旧北会津村、旧河東町の数値を含む。

中心市街地内の商店街の空き店舗等の状況については、空き店舗への出店者に対する支援制度等の取組の効果もあり、空き店舗数は減少傾向にあるものの、駐車場や空地は増加傾向が続いています。

主な要因としては、長引く景気低迷による購買力の低下や郊外への大型店出店の影響のほか、後継者不足の問題等により営業を終了する個人商店が増加していることも考えられ

ることから、地主や家主、商店街等との協力体制が今後のまちづくりの課題であると考えられるものです。

一方で、平成 21 年度の「まちなかテナントミックス事業」が、空き店舗数の減少に大きな成果を上げています。

(単位：件)

	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	(構成比)	(対前年比)
空き店舗	101	112	98	83	76	68	68	52	56	59	71	79	6.2%	13.6%
店舗	697	676	676	640	637	637	626	633	647	659	653	636	49.6%	-2.6%
非店舗	185	191	187	208	210	208	226	243	259	255	254	258	20.1%	1.6%
駐車場・空地	268	268	265	272	280	278	279	273	283	295	298	301	23.5%	1.0%
空家	4	5	3	4	3	3	11	6	5	4	9	9	0.7%	0.0%
計	1,255	1,252	1,229	1,207	1,206	1,194	1,210	1,207	1,250	1,272	1,285	1,283	100.0%	1.8%

資料：市内商店街等空き店舗状況調査（会津若松商工会議所）

歩行者の減少は

歩行者通行量については、平成 10 年頃までは大幅な減少を見せていましたが、中心市街地の活性化に向けた、景観形成による街並み形成、イベントによる賑わい創出、まちなか広場の整備など、さまざまな事業展開によって、その減少率は低くなってきたものの、未だ減少傾向が止まった訳ではありません。

街の魅力の低下が、来街者の減少につながり、空き店舗の増加となる。空き店舗の増加が街の魅力の低下となり、さらに来街者が減少するという悪循環になることから、さらなる街の魅力の向上とイベントの工夫、そして、街なかへの来街者が個店消費に反映されるような仕組みづくりが求められています。

(単位：人)

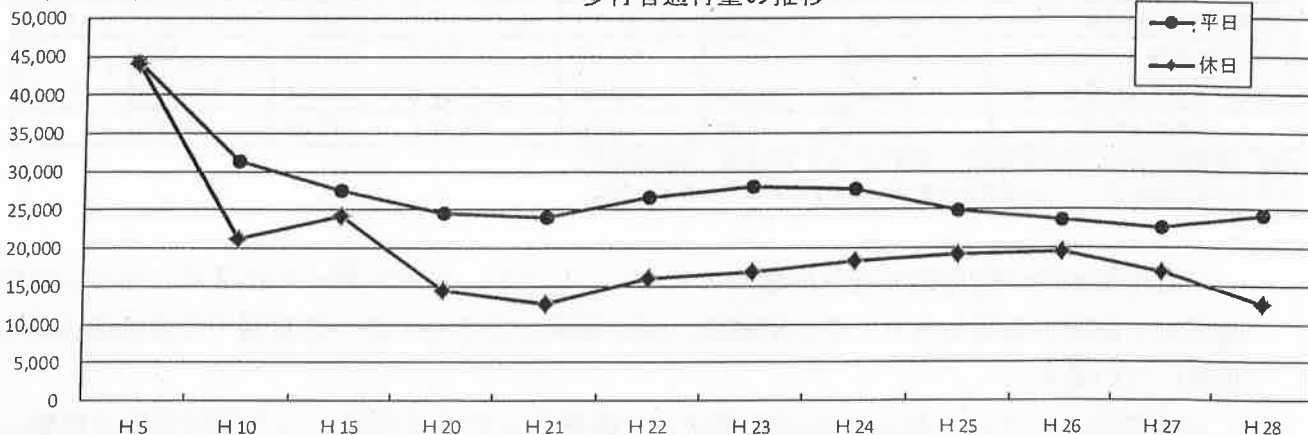
主な調査場所	曜日	H5	H10	H15	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	(H15/H28)
神明通り	平日	14,622	11,642	8,266	4,701	5,083	7,243	7,477	7,704	7,072	6,603	5,875	5,841	-29.3%
	休日	21,242	9,442	8,083	2,854	3,117	4,383	4,512	5,061	5,167	4,620	5,254	3,233	-60.0%
大町四ツ角	平日	3,130	2,373	1,764	2,060	1,791	1,535	1,761	1,534	1,373	1,374	1,222	1,430	-18.9%
	休日	3,457	1,641	1,707	1,489	1,096	1,267	1,202	1,114	1,281	1,400	1,091	963	-43.6%
野口英世青春通	平日	3,967	1,999	1,727	1,697	1,606	2,104	1,795	1,743	1,792	1,428	1,120	1,343	-22.2%
	休日	2,812	1,758	1,570	955	798	924	1,155	1,308	1,552	1,313	903	727	-53.7%
七日町通り	平日	1,700	1,798	3,042	2,411	2,449	2,683	2,899	2,520	2,358	2,815	2,520	3,172	4.3%
	休日	1,483	1,057	2,784	2,028	1,661	2,144	2,408	2,546	2,720	3,905	2,386	2,148	-22.8%
本町通り	平日	2,677	1,723	1,505	1,433	1,701	1,809	1,776	1,981	1,671	1,531	1,399	1,866	24.0%
	休日	1,500	948	1,277	889	812	1,004	1,017	1,062	1,038	1,436	918	741	-42.0%
中心市街地合計	平日	44,277	31,312	27,576	24,616	23,950	26,583	27,987	27,611	24,887	23,733	22,611	24,192	-12.3%
	休日	44,045	21,222	24,198	14,403	12,697	16,091	16,862	18,286	19,167	19,476	16,926	12,510	-48.3%

資料：通行量調査（会津若松市、会津若松商工会議所）

※平成23年より「會津若古堂前」、平成26年より「山鹿クリニック前」の調査を開始したが、合計値には算入していない。

(人/12時間)

歩行者通行量の推移



■観光客の推移

年	観光客数 (千人)	主な観光施設利用者数(人)		
		東山温泉	芦ノ牧温泉	鶴ヶ城天守閣
H 4	3,816	956,555	538,807	937,407
H14	2,701	558,455	375,728	537,522
H15	2,697	534,678	390,170	540,361
H16	3,022	497,027	346,650	608,435
H17	3,153	483,518	343,644	583,383
H18	3,305	492,385	339,100	601,410
H19	3,493	561,705	355,685	656,340
H20	3,317	545,529	326,128	623,952
H21	3,447	532,342	316,484	734,142
H22	2,780	543,814	305,075	500,510
H23	2,348	401,474	208,659	474,691
H24	2,959	532,140	241,637	556,480
H25	3,959	566,409	282,457	945,298
H26	2,895	473,889	226,426	599,365
H27	3,046	473,819	233,267	622,587
H28	2,942	532,941	229,462	593,177
(対前年比)	-3.4%	12.5%	-1.6%	-4.7%



会津侍 若松つつん



お城ポくん



八重たん

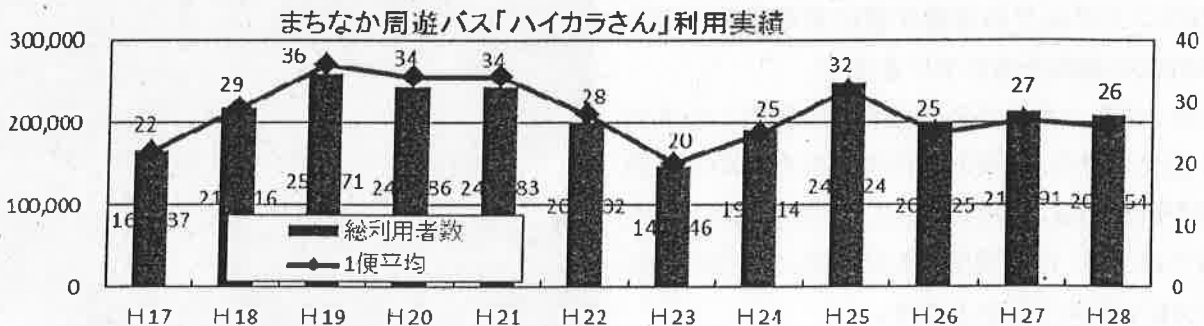
観光客入込数は、平成4年の3,816千人をピークとして右肩下がり減少を続け、その後270万人台で推移していました。

しかし、平成17年の「あいづデスティネーションキャンペーン」、平成18年の「極上の会津キャンペーン」と、戦略的な取組を行った結果、平成19年には3,493千人の入込みとなり、3年間で471千人の入込増となりました。

平成21年はNHK大河ドラマ「天地人」放送や高速道路のETC割引等の効果により、増加、平成22年は鶴ヶ城「往時の天守閣再現事業」による改修工事や大雨による会津まつりの中止等により減少、平成23年は東日本大震災や原発事故による風評被害により大幅な減少となりました。

平成24年は会津の安全性や多様な魅力の情報発信など、さまざまな観光復興に向けた取組の成果が表れたとともに、平成25年はNHK大河ドラマ「八重の桜」放送による効果もあり、大幅に増加しましたが、平成26年は大河ドラマの放送終了による反動があり減少となりました。

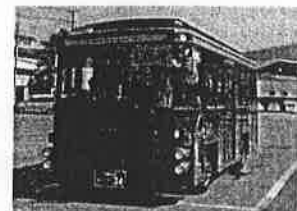
また、まちなかの二次的交通手段として、まちなか周遊バス「ハイカラさん」や「あかべえ」、まちなか循環バス「エコろん号」等が運行されており、観光客や市民に広く利用されています。



「ハイカラさん」
平成13年7月から運行



「あかべえ」
平成19年8月から運行



「エコろん号」
平成20年10月から運行

3 中心市街地活性化についての考え方 (会津若松市中心市街地活性化基本計画)

【中心街地活性化に向けた取組】

中心市街地は、商業、業務、居住等の都市機能が集積し、長い歴史の中で「まちの顔」としてさまざまな機能を担ってきました。

人口減少や少子高齢社会を迎えている中で、都市機能の無秩序な拡散に歯止めをかけ、多様な都市機能がコンパクトに集積した、多くの人にとって暮らしやすい、歩いて暮らせる、にぎわいあふれるまちづくりを進めていくことが必要です。

そのために、中心市街地においては、商業の活性化のみならず、中心市街地に蓄積されている歴史的・文化的資源、社会資本や産業資本等の既存ストックを活用しつつ、地域の創意工夫を活かしながら、地域が主体となって必要とする事業等を総合的かつ一体的に推進することが必要です。

本市においては、国の中心市街地の活性化を図るための基本的な方針に基づき「中心市街地活性化基本計画」の策定を進め、多様な団体で構成された「会津若松市中心市街地活性化協議会」や商店街・まちづくり団体をはじめ、地域の方々と連携し、基本計画に掲げられた事業を推進・支援します。

【会津若松市中心市街地活性化基本計画の概要】

(1) 計画期間

平成 27 年 7 月から平成 32 年 3 月

(2) 位置区域

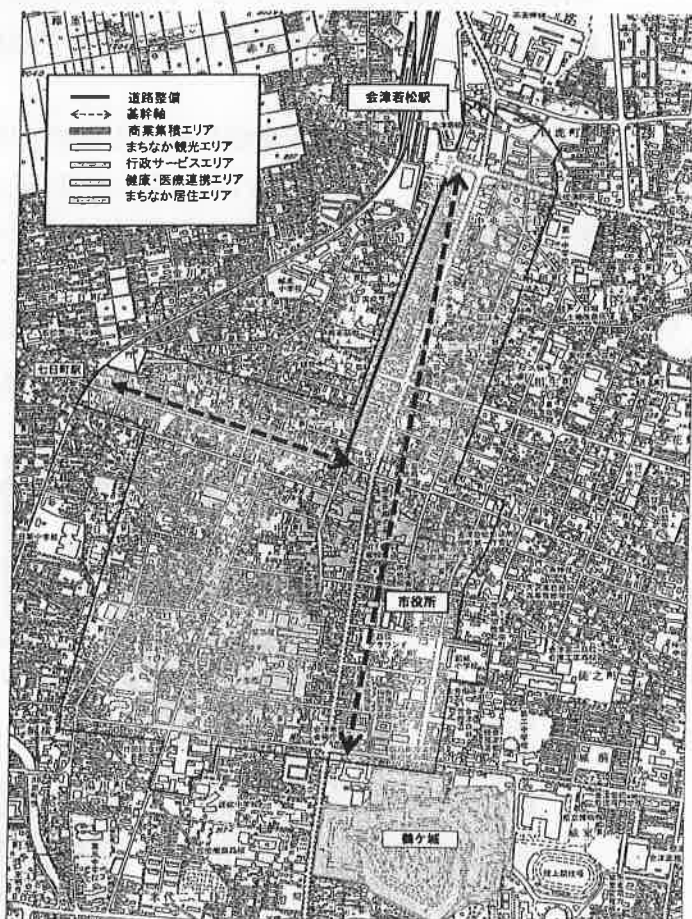
市の玄関口であり交通の結節点でもある JR 会津若松駅から、商業が集積している中心商店街、行政施設や福利施設等の公共公益エリアを経て、本市のシンボルである鶴ヶ城に至る範囲を中心に活性化の取組を進めていきます。

また、まちなかにある地域資源を活かしたまちなか観光の推進、充実した医療環境を活かした商店街や居住地域との回遊性向上を図るため、商業地域と鶴ヶ城、医療機関等の接続部分を含めた面積 170 h a のエリアとします。

商業地域 約 128 h a

商業地域と鶴ヶ城の連結部分 約 18 h a

商業地域と医療機関との連結部分 約 24 h a



(3) 中心市街地活性化の方向性

基本理念 『城下町回廊の賑わい』

— まちなかの生活の場・交流の場づくりによる、
賑わいあふれる、歩いて暮らせるまちづくり —

会津若松市は戦国時代に蒲生氏郷により開かれた「まち」であり、古くから会津地方の中心として政治、経済の要衝にあったほか、地場産業の中心としても栄え、さまざまな人々が往来することで独自の文化を育み、活発な交流が行われてきました。

これは、今日までの会津若松の発展を支えてきたものであり、今の時代に生きる人々の活力の源でもあると言えることから、これまで培ってきた歴史や文化、人と人とのふれあいを大切に、いつまでもあたたかく包んでくれる界隈づくりを進め、生活者と来街者、観光客が歴史と文化に触れ、交流をすることにより、かつての城下町の通りや辻が賑わう中心市街地づくりを目指し、市民の心のよりどころである鶴ヶ城を中心とした、歴史と伝統が息づく、人と人が触れあう賑わいのあるまちづくりを進めるものです。

基本方針1 商業の活性化による魅力あふれるまちづくり

商店街におけるテナントミックスや外観などの一体的な整備、商業施設の整備、個店の魅力向上事業や空き店舗対策事業等によりまちなかにおける商機能を充実し、より多くの人々が楽しめる魅力あふれる中心市街地づくりを進めます。

- 目 標 商機能の向上
- 指 標 新規出店者数
13.6件 (H27年度～H31年度の平均) ← 現状値 8.8件 (H22～H26)

基本方針2 会津若松らしさを活かした人が行き交うまちづくり

会津若松市が持つ歴史、文化、自然等の豊富な地域資源に磨きをかけ、歴史的な建物や寺社仏閣を活かしたまちなみ景観づくりや路地裏の整備等により、市民や観光客が回遊し、行き交う中心市街地づくりを進めます。

- 目 標 交流人口の拡大
- 指 標 歩行者通行量 (平日と休日の加重平均)
27,675人/日 (H31年) ← 現状値 26,151人/日 (H26年)

基本方針3 多くの人々が暮らし、集い、ふれあい、活動する元気なまちづくり

多様な公共公益施設や公共交通が集約されていることを活かし、さらなる生活・交通環境の整備により利便性の向上を図るとともに、健康をテーマとしたスマートウェルネスシティ事業やコミュニティ機能の充実、まちづくり人材の育成や起業支援を進めることで、多くの人々が暮らし、集まり、交流し、活動ができる元気な中心市街地づくりを進めます。

- 目 標 まちなかにおける市民による活動量の増加
- 指 標 活動拠点施設利用者数
530,233人 (H31年度) ← 現状値 512,179人 (H24年度)

まちづくりの
実現

【市民協働によるまちなかの賑わい創出への取組】

■ 会津まちづくり応援隊

将来の高齢社会や人口減少社会を踏まえ、これまでの商店街や関係機関における取組に加え、まちなかを利用する市民の視点を加えた取組により、全市的なまちなかづくりの機運醸成を図ってきました。

① 平成27年度からは、事務局を市から移行し、市民有志による団体として活動を継続しています。

◇設立年月日 平成24年6月1日

◇主な取組

(1) 「まちなか賑わいづくりプロジェクト」の策定（平成24年度）

まち歩きを通して、商店街の現状を見て、聞いて、商店街の方々と一緒に考えるワークショップを重ね、まちなかの将来像や賑わいづくりのアイデアをまとめ、市民に向け発表しました。

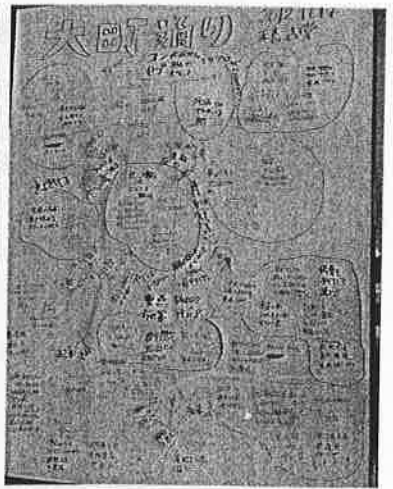
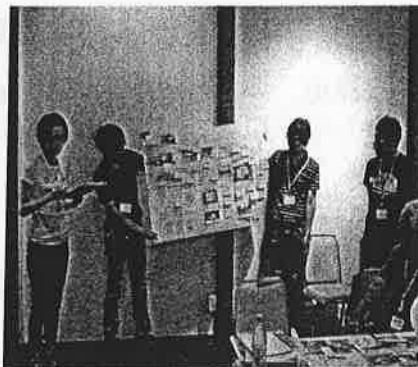
ワークショップ 各団体代表者 → 対策協議会にて 議論

(2) 賑わいづくりリーダー育成事業（平成24年度から継続）

まちなかの賑わい創出に向けて自ら主体的に事業を企画・運営していく人材が求められることから、外部講師によるカリキュラムを通してその育成に取り組みました。

(3) まちなか賑わいづくりプロジェクトの具現化（平成25年・26年度）

平成24年度に策定した「会津若松まちなか賑わいづくりプロジェクト」の具現化に向けて、商店街等との意見交換や実験イベント等を実施しました。



まちなかづくり
- 1/2/2019

■ まちなか賑わいづくりプロジェクト実行委員会

会津まちづくり応援隊が策定した「まちなか賑わいづくりプロジェクト」に掲げる事業の実現のため、商店街、まちづくり団体、観光・商工団体、行政が連携し、各種事業を展開しています。

◇設立年月日 平成 26 年 5 月 30 日

◇参加団体数 18 団体

◇主な取組

(1) まちなか誘導、回遊・交流促進事業（平成 26 年度・平成 27 年度）

まちなか観光や散策の促進による賑わいづくりのため、来街者をスムーズに誘導する「誘導板」や、地域住民しかわからないような各エリアの魅力を案内・PRする「案内板」を中心市街地エリアへ設置しました。

「事業内容」（誘導板：10 か所・案内板：14 か所）

誘導板



案内板

観光
案内板

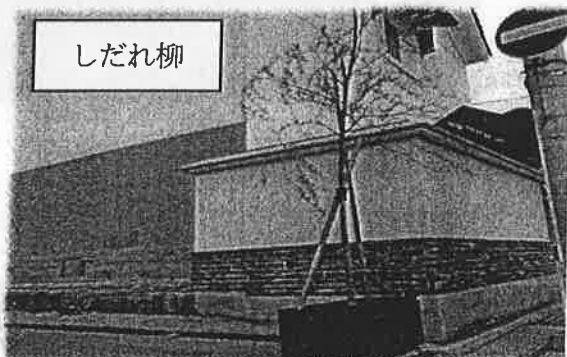


(2) まちなかの憩いの空間、緑化プロジェクト事業（平成 26 年度～平成 28 年度）

まちなかの回遊や散策の促進による賑わいづくりのため、中心市街地エリア内に植樹等を行い、四季折々の変化を楽しめる空間を演出し潤いや憩いの場を創出しました。

「事業内容」（植樹：10 か所、ライトアップ：5 か所、イルミネーション：1 か所）

しだれ柳



紙コップライト



竹あかり



イルミネーション



(3) まちなかスペース活用事業（平成 28 年度～）

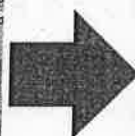
市民や観光客がまちなかを巡り、活動する場をつくり、賑わい創出を図ることを目的に、通りや広場等を活用し、多様な人々が参加できる「市（いち）」を開催しました。



(4) まちなか景観づくり（通りの修景整備）事業（平成 26 年度～）

市民や観光客の滞留や交流を促進するため、地域住民を含めた市民協働の手法による歩きたくなる通りの景観づくりとして、ブロック塀の板塀化を行ったほか、統一感のあるまちなみ形成を目的に店舗軒先等にバナーフラッグや暖簾を設置し、通りの魅力向上を図りました。

「事業内容」（板塀：19 か所、バナー：市内大町通り、ARアプリ改修）



バナーデザイン
(会津彼岸獅子)



大町通り



4 これまでの活動経過

平成4年3月	「会津若松市景観条例」制定（市）
平成4年12月	「会津若松市中小企業振興条例」制定（市）
平成7年7月から	景観条例に基づく“景観協定地区”が結成されはじめる。
<p>①旧七日町町並み協定（H7.7） ②鶴亀ハイタウン景観協定（H7.7） ③七日町通り下ノ区町並み協定（H7.9） ④博労町通り上ノ区町並み協定（H8.9） ⑤七日町中央まちなみ協定（H8.9） ⑥芦ノ牧温泉街景観協定（H9.4） ⑦野口英世青春通り町並み協定（H9.7） ⑧町方蔵しっく通り景観協定（H11.3） ⑨会津ふれあい通り町並み協定（H12.6） ⑩融通寺町町並み協定（H15.3） ⑪東山温泉街景観協定（H17.3） ⑫錦町・表町街づくり景観協定（H18.3）</p>	
平成8年9月	「会津若松市観光振興条例」制定（市）
平成10年3月5日	「中心市街地活性化推進本部」を設置（市）
平成10年7月	「中心市街地活性化法」施行（国）
平成10年7月31日	株式会社まちづくり会津設立（資本金3,115万円（市：200万円、出資率6.42%）、株主148名）
平成11年3月から	共通スタンプ事業「スタンプためらんしょ」開始（TMO）
平成11年3月31日	「会津若松市中心市街地活性化基本計画」策定（市） 「中小小売商業高度化事業構想（TMO構想）」策定（TMO）
平成11年5月28日	株式会社まちづくり会津がTMOとして認定（市） ※全国で17番目
平成13年10月17日	TMO計画「七日町テナントミックス計画」認定
平成14年4月27日	七日町テナントミックス事業「アイバッセ」オープン（TMO）
平成15年11月1日	神明通りオサダ駐車場を株式会社まちづくり会津駐車場として管理運営開始
平成15年3月27日	経営基盤強化・新たな事業展開・有利な補助制度活用のために、株式会社まちづくり会津へ増資を実施（資本金5,830万円（市：2,915万円、出資率50%））
平成15年5月26日	「会津若松市中心市街地活性化基本計画」を変更（市） （平成15年8月13日 変更基本計画を国に提出）
平成15年10月6日	あいづ大町第三地区優良建築物等整備事業「ベルアス大町」完成（平成14年～）
平成16年6月21日	地域再生計画「城下町の回廊」が認定（認定第1号）
平成16年6月30日	TMO計画「（仮称）街なか賑わい広場整備事業」認定
平成17年5月1日	（仮称）街なか賑わい広場が「野口英世青春広場」としてオープン
平成18年3月から	大町通り、七日町通り周辺での「まちづくり」「道づくり」の観点から、地域資源を発掘するため「大町四ツ角札の辻地域史づくり懇談会」を開催
平成18年5月から	歴史的景観指定建造物「会州一蔵」の保存・利活用の実施（TMO） ※福島県商店街活性化事業補助金を活用（県単）
平成19年2月21日	「会津若松市中心市街地活性化協議会」設立（34団体）
平成19年8～10月	歩いて暮らせるまちづくり会津若松地区社会実験（まちなか循環バス、ふれ愛交流館ほか）
平成20年3月	共通スタンプ事業「スタンプためらんしょ」事業終了
平成20年10月4日	まちなか循環バス「エコろん号」運行開始（本町商店街振興会による運行委託事業）
平成20年11月5日	「駅前サティ周辺地区再開発検討会」発足（地権者主体。市は特別会員として参画）
平成21年5月27日	「中合会津店対策協議会」設立 （県、市、商工会議所、株式会社まちづくり会津、商店街により構成）

平成 21 年 6 月 29 日	「会津若松駅前地区再開発協議会」設立（地権者主体。市は特別会員として参画）
平成 21 年 7 月 ～平成 22 年 3 月	「戦略的中心市街地賑わい再生事業」「街なかテナントミックス事業」「ファサード整備事業」「街なか交流の場づくり事業」などを実施
平成 21 年 10 月 9 日	地域商店街活性化法に基づく「商店街活性化事業計画」（神明通り・大町四ツ角中央商店街）国の認定第 1 号
平成 22 年 3 月 28 日	街なかテナントミックス事業等オープニングイベント「あいづ手づくり市」など開催
平成 22 年 3 月 28 日	「紀州屋 1 9 3 4」オープン（経済産業省 中小商業活性化支援補助金）
平成 24 年 6 月 1 日	「会津まちづくり応援隊」設立
平成 25 年 3 月 24 日	会津まちづくり応援隊による「まちなか賑わいづくりプロジェクト」発表会
平成 26 年 5 月 30 日	「まちなか賑わいづくりプロジェクト実行委員会」設立
平成 27 年 6 月 30 日	「会津若松市中心市街地活性化基本計画」内閣総理大臣より認定
平成 28 年 7 月 29 日	「会津若松市中心市街地活性化基本計画」の変更

5 主な支援制度（市単独補助）

(1) 会津若松市景観条例（平成 4 年 3 月制定）

この条例は、調和のとれた個性豊かな景観の形成に関して必要な施策を推進することにより、市民一人ひとりが会津若松らしい景観を**まもり、つくり、育てる**という理念のもと、快適で潤いのあるふるさとを創造することを目的としています。

【景観協定の認定制度】

一定の区域内で、土地、建物などを所有する方々が、自分達のまちの景観を自分達の手で、「つくり」「まもり」「育てる」ために、建築物等の位置、形態、デザイン、色彩、さらには敷地の緑化などについてお互いに協定を結び運営を図る制度です。

（認定の要件）

- ・相当規模の一団の土地であること。（概ね 1 ha を基本とする。）
- ・区域内の土地や建物の所有者の 3 分の 2 以上の同意があるもの。
- ・区域内の土地のうち 3 分の 2 以上の面積の土地所有者から同意を得ているもの。

【景観協定地区の助成制度】

行 為	助成率	限度額
建築物などの新・改・増築や移転工事のうち外観にかかわるもの	1 / 2	100 万円まで
建築設備・サービススペースなどの隠ぺい工事	1 / 2	70 万円まで
外観の大規模な模様替えや色彩の変更	1 / 2	70 万円まで
道路などの公共に面する部分の緑化や公開空地の緑化・ストリートファニチャーなどの整備	1 / 2	50 万円まで
景観協定地区の景観提案書（計画書）の策定や活動など	1 / 2	50 万円まで

(2) 会津若松市中小企業振興条例（平成4年12月制定）

この条例は、本市における中小企業者及び中小企業団体に対し必要な施策を講ずることにより、その自主的な努力を助長し、本市中小企業の育成振興を図ることを目的としています。

【主な補助制度】

○ 商店街施設設置事業補助金

アーケードや統一的看板、イベント広場など商店街の環境整備を図るため、共同施設等を設置するときに、設計費や工事費などの設置費用の一部を補助

○ イベント事業補助金

商店街やまちづくり団体などが行う活性化イベント等に対して、会場設営費や宣伝広告費、委託警備費など経費の一部を補助

○ 商店街空き店舗対策事業補助金

商店街を活性化するために空き店舗や空地を利活用する場合、賃借料の一部について年240万円を限度に3年間補助

（家賃補助率）1年目2/3（最大）、2年目1/2、3年目1/3（※県と市の合計）

(3) 会津若松市観光振興条例（平成8年9月制定）

この条例は、本市の観光振興を図るため、市、観光事業者、観光関係団体及び市民が、本市の特性を活かした個性的で魅力ある観光都市づくりに一体となって取り組むことにより、本市観光の基本理念である、「一度行ってみたい会津・来てよかった会津・もう一度行ってみたい会津」を実現することを目的としています。

○ まちなか観光推進団体への補助

推進団体が行うのれんや看板の設置、パンフレットやマップ作成に対して経費の一部を補助

6 活性化事業の実施状況（主なもの）

(1) 景観によるまちなみ整備



七日町通りをはじめ、野口英世青春通り等では、今もなお古く味わいのある地域の建物を活かして、城下町らしい特色のあるまちなみ再生により、活気あるまちづくりを進めています。

中心市街地内では8地区において、それぞれの町並み協定を結び、そのまちづくりのテーマに沿って建築物を修景したり、自然の素材を用いた看板を設置したり、店先に植物を植えたりしています。

- 事業主体：各地区景観協定、
町並み協定地区、まちづくり団体等
- 事業期間：平成8年度～
- 支援施策：景観条例にもとづく助成 等

(2) 七日町テナントミックス事業

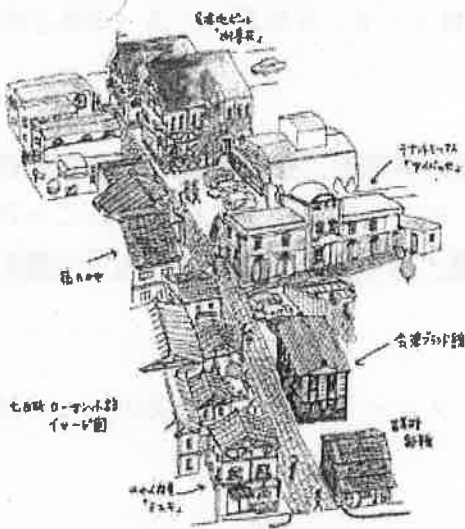


施設名称：アイバッセ

七日町のまちづくりのコンセプトである「大正浪漫調」に基づき、旧医院空ビルの外観を整備し、通りに不足する業種・業態として骨董やそば店などのテナントを配置し、まちなか観光を推進しています。

- 事業主体：株式会社まちづくり会津
- 事業期間：平成13年度
- 総事業費：71,110千円
- 支援施策：商店街リノベーション事業

(3) 七日町ローマン小路整備事業



七日町のまちづくりのコンセプトである「大正浪漫調」を主眼としたヨーロッパの路地裏を思わせる心安らぐ空間として“非日常的な景観形成”により、まちなか観光の地としての魅力を高め、交流人口の増加による通り全体の活性化を目指しています。

- 事業主体：会津若松市
- 事業期間：平成13年度
- 総事業費：11,140千円

(4) あいづ大町第三地区優良建築物等整備事業



施設名称：ベルアス大町

閉店・撤退した総合物販店舗の跡地を有効活用することにより、商店街の連続性を維持した“賑わい空間創出”、減少傾向にある“定住人口の増加”を目的として商業住宅複合施設を整備し、商店街の活性化及び中心市街地の活性化を目指しています。

- 事業主体：あいづ大町開発株式会社
- 事業期間：平成14年度～15年度
- 総事業費：1,127,000千円
- 施設概要：地上8階／地下1階
- 鉄骨鉄筋コンクリート造
- 1階：店舗 2～8階：分譲住宅38戸
- 支援施策：優良建築物等整備事業

(5) 野口英世青春広場整備事業



中心市街地に不足する“賑わい創出のための広場”を整備し、買い物客等の利便性の向上や来街の新たな機会を提供するとともに、広場を活用した個店の魅力向上と商店街活性化のための取組を促し、中心市街地の活性化を図ることを目指しています。

- 事業主体：株式会社まちづくり会津
- 事業期間：平成16年度
- 総事業費：70,000千円
- 支援施策：商店街リノベーション事業

(6) 会津ブランド館



「大正浪漫」をコンセプトに空き倉庫を改装した建物で、緑を基調としたレトロな洋館風の造りとなっています。1階は、会津地方の17市町村が連携した“会津ブランド認定品”や“地域産品”、安全で安心な食品などの展示・販売スペースとなっており、カフェも併設しています。

- 事業主体：七日町まちなみ協議会
- 事業期間：平成16年度
- 総事業費：16,000千円
- 支援施策：地域づくりサポート事業
景観条例にもとづく助成

(7) あいづふるさと市町村圏アンテナショップ「駅Cafe」

「駅カフェ」はJR七日町駅を改修してオープンした会津地方17市町村のアンテナショップです。会津地域の人やものの交流と情報発信を目的に、「いいもの」「うまいもの」を展示販売する場として開設されました。駅の機能と一体となっていることで、カフェを併設し、観光客や列車待ちの人々の休憩施設として、また、まちなか観光の交流スポットとしての賑わい拠点を担っています。



- 事業主体：七日町まちなみ協議会
- 事業期間：平成14年度
- 総事業費：18,000千円
- 支援施策：地域づくりサポート事業
景観条例にもとづく助成
中小企業振興条例に基づく補助

(8) 会州一蔵

まちなかの貴重な資源である「歴史的景観指定建造物」の保存・利活用の一つとして、まちなかに不足する“ちょっと気軽に休める場”として軽飲食を提供し、

- 地域住民や憩いの場、交流の場
- 買い物客や観光客の休憩の場や情報発信の場
- 高齢者や学生、多様な世代との交流の場

を整備することにより、多様な世代の交流が生まれ、イベントとの相乗効果や隣接する商業施設との連携により、更なる集客による賑わいの拠点を担っています。

(機能) 観光物産販売・喫茶・菓子ギャラリー
調理実習室・会議室



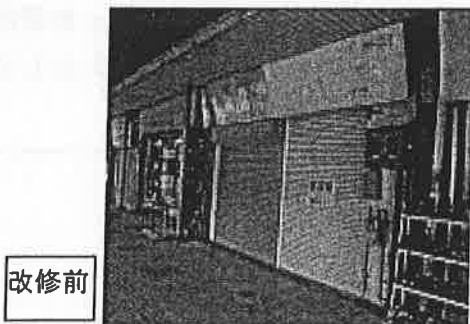
- 事業主体：株式会社まちづくり会津
- 事業期間：平成 18 年度
- 総事業費：56,000 千円
- 支援施策：県商店街活性化事業

(9) 戦略的中心市街地賑わい再生事業

平成 22 年 2 月に閉店した百貨店（中合会津店）対策として、入居していたテナントを中心商店街の空き店舗を活用して誘致する「まちなかテナントミックス事業」と、賑わいのモール化を実現するため、既存店舗のファサードを修景し、商業環境の整備を図りました。併せて交流機能を持つ施設や飲食店を誘致し、商業機能・交流機能の回復を図りました。

- まちなかテナントミックス事業：16 店舗
- ファサード事業：17 店舗

- 事業主体：株式会社まちづくり会津
神明通り商店街振興組合
大町四ツ角中央商店街振興組合
- 事業期間：平成 21 年度
- 総事業費：約 145,000 千円
- 支援施策
市（地域活性化・経済危機対策臨時交付金）
経済産業省（中小商業活性化支援補助金）



7 株式会社まちづくり会津の概要

株式会社まちづくり会津は、「まちなか再生－中心市街地の活性化」を目指し、まちづくりのプロデュースとタウンマネジメントを行うために設立された第3セクター方式の株式会社です。

平成19年2月より、中心市街地活性化法の改正に伴い発足した「会津若松市中心市街地活性化協議会」の共同設立者として、また協議会事務局として、市の中心市街地活性化基本計画策定に向けた意見聴取と、その計画に則った事業の推進という役割を担っています。

また、これまでのテナントミックス事業や広場管理運営事業等に加え、商店街等が行う各種事業についても、関係機関との調整役等の支援を行っており、地域商業の活性化にも寄与しています。

【会津若松市中心市街地活性化協議会としての役割】

会津若松市中心市街地活性化協議会は、本市が作成する中心市街地活性化基本計画に対して、本市に意見を述べることができる唯一の団体であり、株式会社まちづくり会津は中心市街地活性化基本計画の策定に向けた意見聴取や、民間事業者が事業計画を作成する際の調整を行っていきます。

【まちづくりのプロデュースやタウンマネジメント事業】

株式会社まちづくり会津が、これまで行ってきた「まちづくりのプロデュース」と「タウンマネジメントに係る事業」についても、中心市街地活性化基本計画の中に盛り込み、引き続き実施していくこととなります。

【会社概要】

- (1) 法人の名称 株式会社まちづくり会津
- (2) 所在地 会津若松市南千石町6番5号（会津若松商工会議所内）
- (3) 設立 平成10年7月31日
- (4) 資本金 58,300,000円（うち、会津若松市の出資比率50%）
- (5) 出資者 149名

業種	出資金	割合
会津若松市	29,150,000円	50.0%
会津若松商工会議所	1,500,000円	2.6%
中小企業者	20,550,000円	35.2%
その他	7,100,000円	12.2%
計	58,300,000円	100.0%

- (6) 役員員
 - 代表取締役 1名
 - 取締役 10名
 - 監査役 2名
 - 顧問 2名
 - アドバイザー 3名
- 社員(パート等を含む。) 26名（※平成29年4月1日現在）

1 歴史情緒あふれる地域づくり支援事業概要 (福島県歴史情緒あふれる地域づくり支援事業計画より抜粋)

(1) 事業趣旨

2020年(平成32年)の東京オリンピック開催に向けて、国内外からの更なる交流人口の拡大が見込まれることから、復興に取り組む本県の姿を発信する絶好のチャンスが到来する。そこで、国の「地方創生」の取組を好機と捉え、地方都市消滅と東京一極集中に立ち向かうべく、それぞれの地域ならではの魅力を活かした活性化策へ取り組んでいく必要がある。本県では、寺社仏閣や歴史的資源が豊富であることから、それを最大限活用し、「歴史」をテーマとしたまちづくりを推進することで、外国人を含めた観光客を惹きつける魅力ある地域を創出し、交流人口の拡大を狙うため、「歴史情緒あふれる地域づくり支援事業」を実施する。

具体的には、観光誘客のポテンシャルの高い都市を選定し、町並み修景事業等により更なる磨き上げを行うことで、本県の誘客をリードする「歴史情緒あふれる地域づくり」のモデルを創出する。

(2) 事業内容 *モリノ木 - 泉寺*

公募により選定された市町村とともに計画策定委員会を開催し、事業内容を協議の上、計画を策定する。本計画に位置付けられた事業については、補助対象事業(補助率2/3)として実施する。(平成27年度については、計画の策定に先立って事業を実施することとする。)

(3) 事業期間

平成27年度から平成31年度(5年間)

2 福島県歴史情緒あふれる地域づくり支援事業への応募経緯

会津若松市中心市街地活性化基本計画(以下「基本計画」という。)に位置付けられた事業の実施を通して中心市街地の活性化を図るため、「まちなか賑わいづくりプロジェクト実行委員会」を組織し、豊富な地域資源を活用した交流人口の拡大や回遊・滞留を促進する取組のほか、地域住民をはじめとした多様な主体の参加の促進や人材育成等、まちなかの賑わい創出に資する事業を展開している。
その事業の一つとして、平成26年度より「景観形成事業(板塀化事業)」として、通りの景観づくりや憩いの空間の創出を通して『歩いて楽しい、歩きたくなる通り』の形成を図り、ブロック塀の板塀化を市民協働で実施してきました。事業に参加した市民や地元住民からは、「歴史的な趣が感じられ、城下町としての磨きがかかり非常に良い」などとの大きな反響があり、今後も事業継続の機運が高まったところで、「歴史情緒あふれる地域づくり支援事業」の公募があり、市中心街地活性化基本計画の基本理念『城下町回廊の賑わい』と本事業の趣旨が合致したことから応募することとなった。

3 まちなか景観づくり(通りの修景整備)事業について

中心市街地における「通りの景観づくりや憩いの空間の創出」を通して『歩いて楽しい、歩きたくなる通り』の形成を図り、市民や観光客の回遊性や滞留性の向上による交流人口の拡大と地域の活性化に繋げていく。福島県「歴史情緒あふれる地域づくり支援事業」の支援を受けながら、

- ① 歴史文化を活かした魅力的な街並みづくり
- ② “会津らしさ”を活かした賑わいのあるまちなか創出
- ③ 市民協働による永続的なまちづくりの礎づくり - (P)

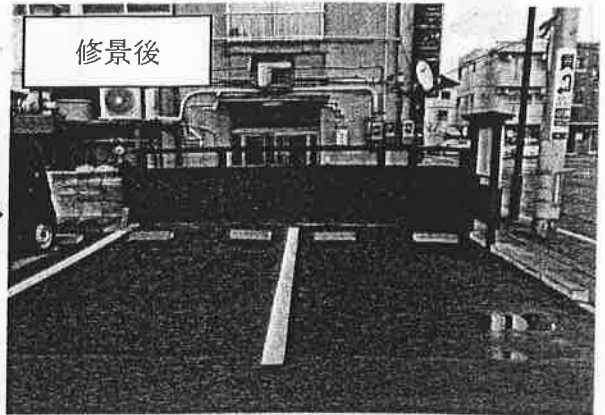
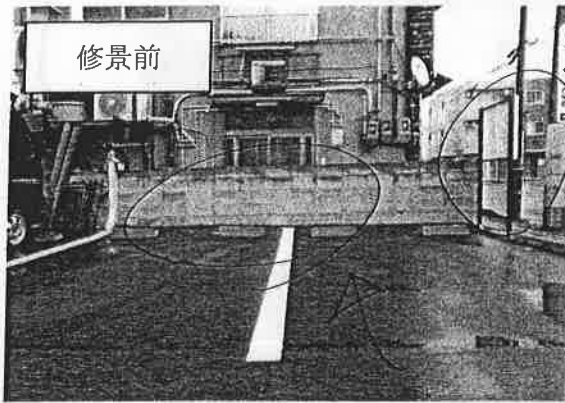
につながる事業を実施し、地域やまちなかの更なる魅力づくりを行う。

*706-P-
景観づくり
歴史情緒あふれる地域づくり*

七月町 花塚

(1) まちなか景観づくり修景事業ワークショップ

通りにあるブロック塀等を板塀化することなどによる修景ワークショップを市民協働で実施した。



(2) バナー・のれん設置事業

板塀化事業及び平成 30 年完了を目標に進められている道路美装化事業の効果を高め、通りに数多くある歴史的資源等の魅力発信のため、店舗軒先等にバナーフラッグやのれんを設置し、統一感のあるまちなみを形成し、通りの魅力向上を図った。

バナーデザイン
 (会津彼岸獅子)



バナー設置店







(3) ARアプリ開発事業

の 会津若松 IT 科 31 期 起業

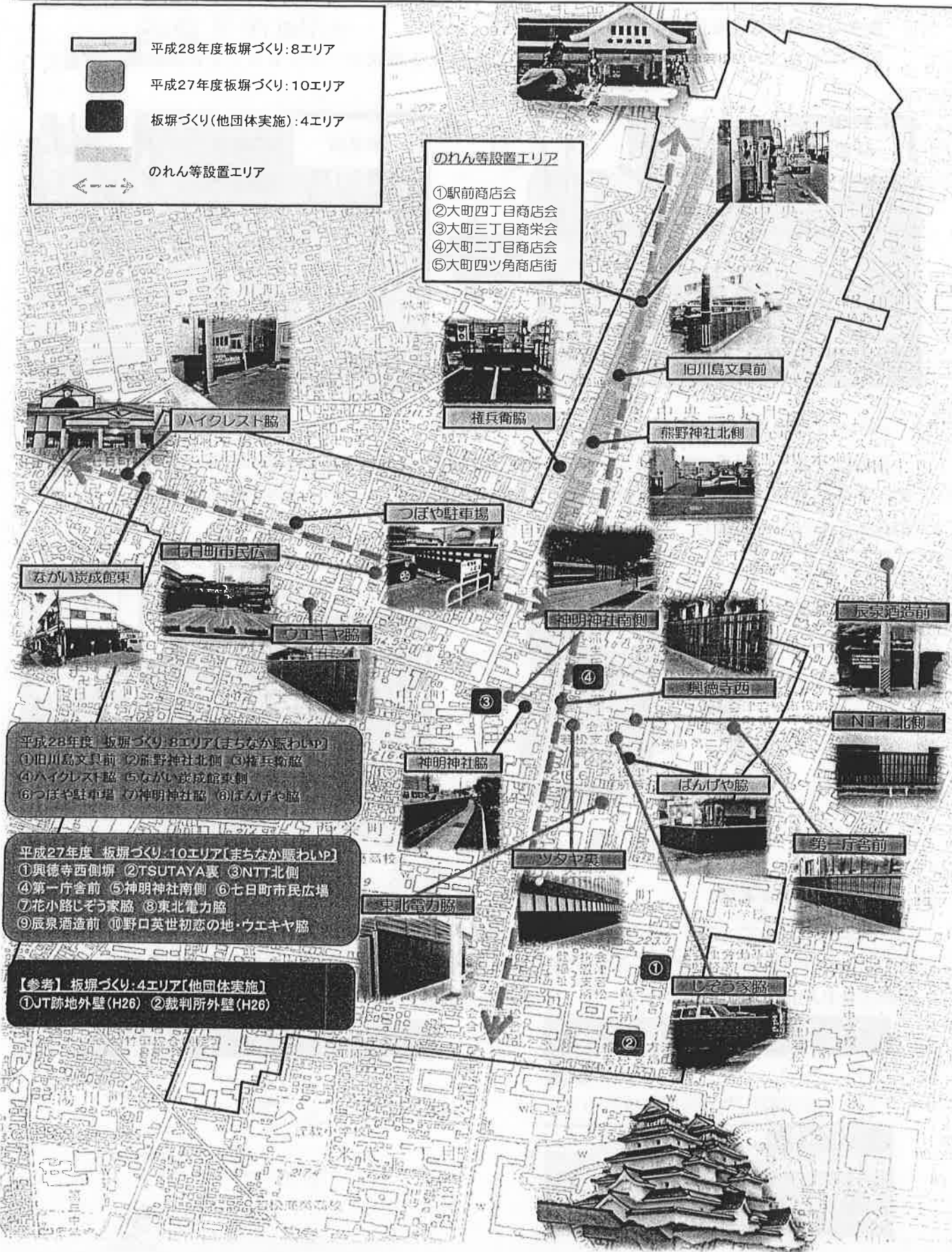
「歴史情緒」をテーマに、まちなかの賑わい創出のため、これまで当実行委員会が、通りや路地裏の魅力向上を図るため行ってきた景観づくり事業実施内容の周知及び更なる回遊性及び滞留性の向上を目的に、スマートフォンアプリ「会津古今旅帳」内へのデータ追加・整形を行った。



まちなか景観づくり（通りの修景整備）事業実施内容

-  平成28年度板塀づくり:8エリア
-  平成27年度板塀づくり:10エリア
-  板塀づくり(他団体実施):4エリア
-  のれん等設置エリア

- のれん等設置エリア**
- ①駅前商店会
 - ②大町四丁目商店会
 - ③大町三丁目商栄会
 - ④大町二丁目商店会
 - ⑤大町四ツ角商店街



平成28年度 板塀づくり 8エリア【まちなか賑わいP】
 ①旧川島文具前 ②熊野神社北側 ③権兵衛脇
 ④ハイクレスト脇 ⑤ながい炭成館東側
 ⑥つぼや駐車場 ⑦神明神社脇 ⑧ほんげや脇

平成27年度 板塀づくり 10エリア【まちなか賑わいP】
 ①興徳寺西側塀 ②TSUTAYA裏 ③NTT北側
 ④第一庁舎前 ⑤神明神社南側 ⑥七日町市民広場
 ⑦花小路しろう家脇 ⑧東北電力脇
 ⑨辰泉酒造前 ⑩野口英世初恋の地・ウエキヤ脇

【参考】板塀づくり 4エリア【他団体実施】
 ①JT跡地外壁(H26) ②裁判所外壁(H26)

足利市屋内子ども遊び場「キッズピアあしかが」概要

1 施設の概要

(1) 募集

(ア) 募集の経緯

「季節や天候に左右されることなく子どもたちが裸足で駆け回れる遊び場を」という、子育て世代の多くのお母さんたちからの要望を受け、足利市が行政提案型公募方式（屋内子ども遊び場事業の実施希望者が、施設の設置場所（土地・建物）を確保し、新設のうえ自ら運営する方式）により民間事業者に募集を行ったものです。

(イ) 事業募集概要（募集要項はH26. 3. 27付ホームページアップ）

- ①業務形態…事業者が屋内遊び場を設置する場所（土地・家屋）を確保し、新設の上事業者自ら運営する方式。なお、設置場所について自己所有・賃借は問いません。
- ②業務期間…事業は開始年度を除く5年間継続予定（平成27年度～平成31年度の5年間）
- ③入場料金…大人・子どもとも1人1回（2時間程度）200円程度
- ④遊び場の規模…足利市内で1,300㎡以上
- ⑤市は遊具設置費と年間運営費の補助金を交付
- ⑥遊び場設置に伴う施設の改修工事費用は、事業者の負担
- ⑦オープンは平成26年12月上旬

(ウ) 事業費（足利市負担分） ※募集時と現行変更なし

遊具購入及び遊具設置工事に係る経費の補助金1億円（上限額）及び子ども遊び場の年間運営費の3分の2以内（上限額3千万円。初年度の平成26年度は1千万円を限度）を補助金として設定しました。

◆屋内子ども遊び場の計画時（平成25年度）における補助金の積算根拠
福島県郡山市【H23年12月オープン】を参考にした。

福島県郡山市 ペップキッズこおりやま	足利市
<ul style="list-style-type: none"> ・施設面積：1,900㎡ ・遊具設置費：1億5千万円 ・設置費平米単価：約7万8千円 (1億5千万円÷1,900㎡=約7万8千円) ・年間運営費：7千万円（郡山市直営） ・設置費平米単価：約7万8千円 (7千万円÷1,900㎡=約3万6千円) 	<ul style="list-style-type: none"> ・施設面積（公募時） 1,300㎡以上 ・遊具設置費 1億円 ⇒郡山の単価を参考に算定 7万8千円×1300㎡=約1億円 ・年間運営費 4千5百万円と想定 ⇒郡山の単価を参考に算定 3万6千円×1,300㎡=約4千5百万円

(3) 今までの経過

平成26年12月 6日(土)	「キッズピア あしかが」オープン
平成26年12月28日(日)	累計入場者数1万人達成
平成27年 3月31日(火)	累計入場者数5万人達成
平成27年 7月28日(火)	累計入場者数10万人達成
平成27年 9月 1日(火)	定員150人⇒定員200人に変更
平成27年10月24日(土)	累計入場者数15万人達成
平成28年 2月25日(木)	累計入場者数20万人達成
平成28年 3月27日(日)	子ども映像メディアアートブース オープン
平成28年 7月 1日(金)	1日4クール⇒5クールに変更
平成28年 6月13日(月)	累計入場者数25万人達成
平成28年 9月 3日(土)	累計入場者数30万人達成
平成28年 3月24日(金)	累計入場者数40万人達成
平成29年 9月10日(日)	累計入場者数50万人達成

※1日の最大入場者数 平成29年8月15日(火) 1,695人

2. 管理運営の方法

(1) 補助金

事業実施者の社会福祉法人「足利むつみ会」に対し、初年度に遊具購入及び遊具設置工事に係る経費の補助金1億円(上限額)、子どもの遊び場の年間運営費の3分の2以内(上限額3千万円、初年度の平成26年度(4ヶ月間)は1千万円を限度)を補助金として交付しています。(平成27年度から平成31年度までの5年間で1億5千万円(各年3千万円)の債務負担行為を設定。)

本事業は、「市直営方式」や「指定管理者方式」ではなく、「民設・民営による事業実施に対し市が補助金交付を行う方式」としています。

(2) 本事業のメリット

◆市 民 ⇒天候・季節の影響を受けずに、親子で安全に遊べる。

◆行 政 ⇒市直営方式に比べ低予算で子育て支援ができる。

また、官民協同の運営により、各々の強みを生かした事業が可能となる(民間活力の利用)。

◆民間事業者 ⇒行政と一体となった事業展開ができる。

◆施 設 ⇒市内空き店舗スペースの有効利用(地域経済活性化)

事業公募時には想定していなかったメリットとして、事業実施者である「足利むつみ会」が、就労継続支援事業を行う「社会就労センター きたざと」を運営しており、キッズピアの現場スタッフとして障がいを持つ方の雇用・派遣を行っています。これにより「障がいを持つ方の雇用の場の創出」と同時に法人としての収益に結び付ける

キッズピアあしかが 入場者数累計 (平成26年12月6日～平成29年3月30日)

2017/10/5 付7ページ外

＜入場者数 累計＞ 872 日分

	大人	子ども	計
第1クール	59,827	69,913	129,740
第2クール	55,626	65,625	121,251
第3クール	56,182	66,115	122,297
第4クール	47,852	56,652	104,504
第5クール	15,518	18,146	33,664
計	235,005	276,451	511,456

一日平均入場者数 872 日分

	大人	子ども	計
第1クール	69	80	149
第2クール	64	75	139
第3クール	64	76	140
第4クール	55	65	120
第5クール	40	47	87
計	292	343	635

大人1人あたりの子どもの人数 (全体平均)

	子ども
第1クール	1.17
第2クール	1.18
第3クール	1.18
第4クール	1.18
第5クール	1.17
計	1.18

【内 訳】

平日 (長期休暇除く) 累計 432 日分

	大人	子ども	計
第1クール	21,034	21,738	42,772
第2クール	16,703	17,317	34,020
第3クール	16,121	16,534	32,655
第4クール	12,533	13,996	26,529
第5クール	3,678	4,358	8,036
計	70,069	73,943	144,012

平日 (長期休暇除く) 平均入場者数 432 日分

	大人	子ども	計
第1クール	49	50	99
第2クール	39	40	79
第3クール	37	38	75
第4クール	29	32	61
第5クール	20	24	44
計	174	184	358

大人1人あたりの子どもの人数 (平日平均)

	子ども
第1クール	1.03
第2クール	1.04
第3クール	1.03
第4クール	1.12
第5クール	1.19
計	1.06

土日・祝日 累計 328 日分

	大人	子ども	計
第1クール	29,203	34,663	63,866
第2クール	29,414	35,129	64,543
第3クール	30,897	36,810	67,707
第4クール	27,847	32,760	60,607
第5クール	9,535	10,978	20,513
計	126,896	150,340	277,236

(5クール開始から) 土日・祝日平均入場者数 328 日分

	大人	子ども	計
第1クール	89	106	195
第2クール	90	107	197
第3クール	94	112	206
第4クール	85	100	185
第5クール	66	76	142
計	424	501	925

大人1人あたりの子どもの人数 (土・日平均)

	子ども
第1クール	1.19
第2クール	1.19
第3クール	1.19
第4クール	1.18
第5クール	1.15
計	1.18

長期休暇(うち平日のみ) 累計 112 日分

	大人	子ども	計
第1クール	9,590	13,512	23,102
第2クール	9,509	13,179	22,688
第3クール	9,164	12,771	21,935
第4クール	7,472	9,896	17,368
第5クール	2,305	2,810	5,115
計	38,040	52,168	90,208

(5クール開始から) 長期休暇(うち平日のみ) 平均入場者 112 日分

	大人	子ども	計
第1クール	86	121	207
第2クール	85	118	203
第3クール	82	114	196
第4クール	67	88	155
第5クール	38	46	84
計	358	487	845

大人1人あたりの子どもの人数 (長期休暇平均)

	子ども
第1クール	1.41
第2クール	1.39
第3クール	1.39
第4クール	1.32
第5クール	1.22
計	1.37

※長期休暇⇒足利市立小学校の夏休み、冬休み、春休み等

社会福祉法人 足利むつみ会
足利市屋内子ども遊び場「キッズピアあしかが」

はじめに

近年の少子高齢化の進行は、足利市においても例外ではなく、急速に人口減少が進んでいます。人口統計では、足利市の登録人口は国勢調査値で平成2年から平成25年の23年間に約13,500人、率にして8.1%の減少となっており、特に年少人口（0歳から14歳）では、約10,700人、率にして36.5%の減少となっていて、より深刻な状況にあります。

年少人口の減少に少しでも歯止めとなり、回復基調に転換するためにも、天候に左右されない「屋内子ども遊び場」を安心して子どもを育てるための環境の一つとして、多くの子育て家庭の交流を生み出す拠点に位置付けるとともに、核家族化や地域のつながりの希薄化により、子育てに不安や孤立を感じる家庭も少なくない中で「少ない子どもを社会全体で健全に育てていくという視点」と「周辺地域の人々と絆を強め交流を図るという視点」及び「地域活性化の拠点という視点」をもって、地域に貢献する施設として「キッズピアあしかが」を公益的取組の実践として運営することとし、足利市屋内子ども遊び場設置運営事業により足利市の支援を受け、当法人は社会貢献事業の一環として平成26年12月6日にオープンしました。

1 「キッズピアあしかが」の概要

「キッズピアあしかが」は、子どもから大人まで、“こころ・頭・からだ”を思い切り使って遊べる屋内子どもあそび場で、(株)ボーネルンド社が手掛けた遊び場としては、国内最大級で最新型の屋内子ども遊び場です。

施設内は「アクティブゾーン」、「ロールプレイゾーン」、「ボールプールゾーン」、「サーキットゾーン」、「ベビーズーン」の5つのゾーンに分かれています。

子どもの発達段階に合わせた各種遊具は、十分体を動かす「動の遊び」と、じっくり遊び込む「静の遊び」の両方が共存しており、遊びを通して子どもの体力・知力の発達を促すとともに、子育て世代を含めた多世代の交流の場にもなっています。

なお遊具は、ドイツ、デンマーク、フランス、イタリア製の高い安全性・耐久性を誇る遊具を各種取り揃えており、特にロールプレイゾーンにある「ベガ・プレイハウス足利スペシャル」は、ドイツの熟練工によるオリジナルモデルで、国内最大級のプレイ・キャスルです。

平成28年3月27日から、新たに子ども映像メディアアートブースを増設し「学び」「遊び」「地域との絆の体感」をコンセプトに、子どもたちが楽しみながら学びや遊びができる映像体験型プログラムを展開し、子育て支援の充実とともに、足利市が推進する映像のまちとしてのイメージアップを図ることを目的しております。

ついでに...

足利市 〇〇〇〇

〇〇〇〇

〇〇〇〇

〇〇〇〇

2 基本方針

「屋内子ども遊び場は単なる遊び場としてではなく、子どもの運動機能向上や子育て世代の交流の場となるような機能を備える施設」を目的に、屋内子ども遊び場を通して、子どもたちの運動機能の向上及び、子育て世代の交流促進に努めます。

さらに、運営の一部を障害福祉サービス事業としての就労継続支援事業所に委託することで、就労の機会の提供や障害者が地域の中で一般の方とふれあいながら生き生きと働くことが可能となり、障害者が地域社会の中で自然に社会参画できるようなノーマライゼーション社会の実現に近づく手だてとなり、ひいては障害及び障害のある人に関する理解促進を図るための啓発につながるものと考え、障害福祉サービスとの連携を図ったものであります。

3 参 考

(1) 設置場所

栃木県足利市朝倉町2丁目21番地16
ヨークタウン足利2階

(2) 設置面積 500㎡

1,551㎡+メディアアートブース約100㎡

(3) 開館時間*平成28年7月1日から変更 5(日)

午前9時40分から午後5時40分まで(80分入替制)

第1クール 午前 9時40分～午前11時

第2クール 午前11時20分～午後12時40分

第3クール 午後 1時～午後 2時20分

第4クール 午後 2時40分～午後 4時

第5クール 午後 4時20分～午後 5時40分

*利用券販売は、午前9時30分～

入替時間には各ゾーンの清掃・片づけ・準備を実施。

(4) 入場者定員

200名程度

(5) 休館日 5(日)

毎週水曜日及び12月31日・1月1日(その他臨時的に休業することがあります。)

(6) 利用料金

子ども・保護者とも1人につき100円

10月24日
29日

(7) 利用に際しての主な条件

- ア 子どもの対象年齢は、6か月～12歳までです。
- イ 保護者の方（子どもの保護者又は20歳以上の者で監督責任がとれる方）と同伴の入場とし、保護者の方1名につき、子ども3名までとします。
- ウ 子どもの安全管理は、保護者の責任とします。
- エ 混雑時においては入場を制限、又はお断りする場合があります。
- オ 施設内での飲食は禁止になります。
- カ トイレ・授乳室・おむつ替えスペースは施設に隣接しております。

(8) 補助金等

場内遊具一式及び設置工事費：約1億円（足利市）
 遊び場委託運営費：年間3千万円（足利市）

(9) その他

- ・施設内にはプレイリーダーと呼ばれるスタッフ（障害者含む）が概ね7名常駐。
- ・毎月イベント（創作・季節に応じたもの・利用対象外等）を実施。
- ・遊具の入替・ボールプール清掃を月1回実施。
- ・団体利用：申込書FAX・電話確認等にて受付。*平日のみ（長期休み除く）

4 入場者状況 *年間入場者目標 180,000人

	入場者累計
H26.12月(オープン)	11,243人
H27.7月(10万人達成)	104,180人
H27.10月(15万人達成)	152,676人
H28.2月(20万人達成)	201,891人
H28.6月(25万人達成)	256,946人
H28.9月(30万人達成)	307,468人
H29.3月(40万人達成)	406,112人
H29.9月(50万人達成)	511,458人
月平均	約15,000人

5 その他

- ・軽食・遊具販売の実施。

△(7/1)年
 200W/1032
 78歳
 2027-2028
 入場者数
 4月/10月/12月
 20~22万/月
 遊具販売
 20~22万/月
 遊具販売
 20~22万/月
 遊具販売
 20~22万/月

赤ちゃんのための

フレキッスピア体験

予約受付中



キッズピアってどんなところ？
場内の遊具や各ゾーンをあそび
ながらフレイリーダーがご案内。

あそびと教育

BørneLund

キッズピア あしかが

対象：6ヶ月未満のお子様をお持ちの方（第一子のお子様）

内容：キッズピアとはどんな所？・あそびの大切さ

日程：平成29年11月16日（木）

時間：第1部 9:40～11:00

第2部 11:20～12:40

（フレキッスピア後は、場内でご自由にあそべます♡）

料金：お1人様100円＋イベント参加費100円

（定員5組程度☆定員に達し次第、受付を終了とさせていただきます。）

★参加特典★

手形👏 or 足型👣

親子のチェキ📷

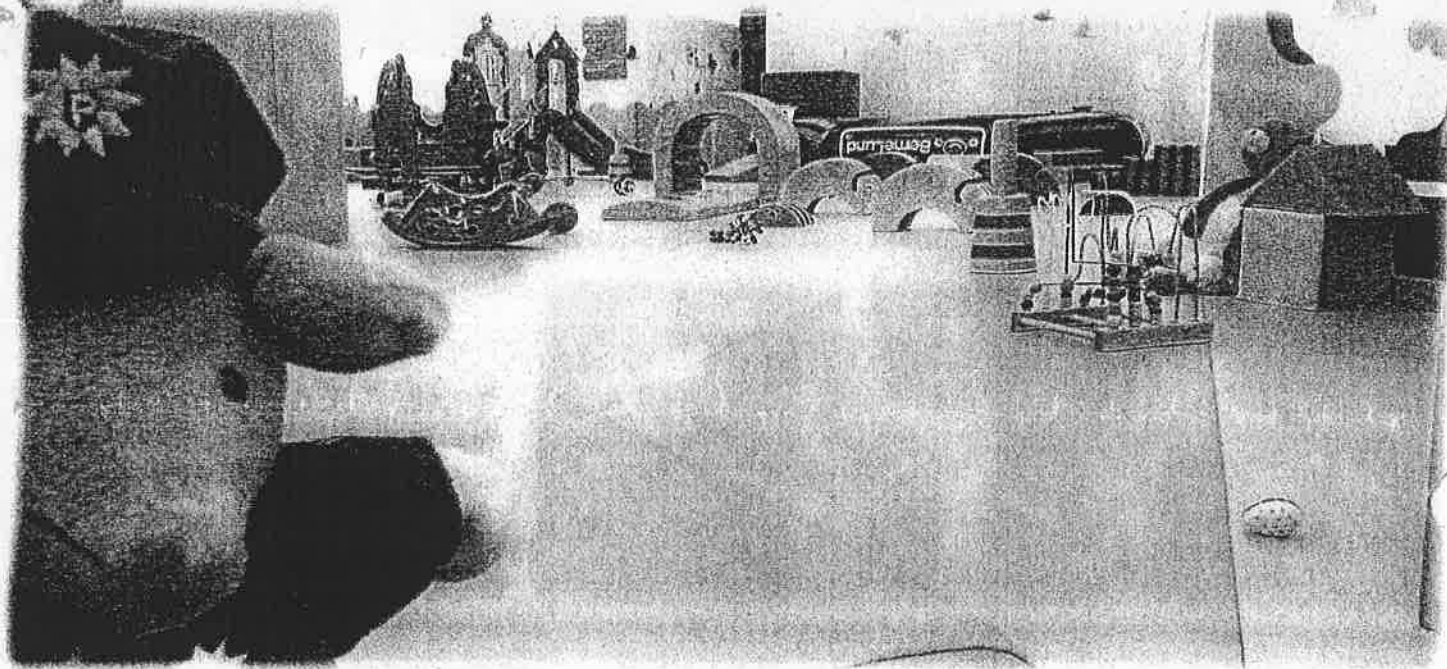
*参加方法は、TELまたはフレイリーダーまで！
0284(64)8650「フレキッスピアに参加したい！」とお伝えください。



過ごしやすい秋、
お散歩に
出かけませんか？

KIDS VIA WIKKA

赤ちゃんを楽しめて、 ママもゆっくり過ごせるいつものあそび場



＼ 赤ちゃん二人きりの時間を「あそび」で豊かに ／



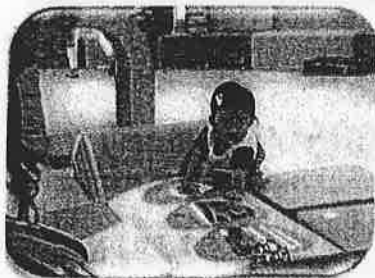
赤ちゃんと同年代に
お出かけしたい

同年代の
子どものママと
交流したい

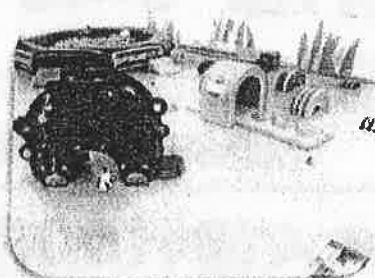
赤ちゃんの発達や
興味を広げたい

お家や公園以外で、
赤ちゃんが安心して過ごせる場を。
一緒にリフレッシュでき、明日から子育てが
もっと楽しくなるきっかけを。
そんな思いから「キッズピアあしかが」は誕生しました。
赤ちゃんとの毎日をサポートする、
新しいコンセプトのあそび場にぜひお越しください。

赤ちゃんのあそびって？どんな風に過ごせるの？キッズピアあしかがはこんなあそび場です。



安心して過ごせる
赤ちゃんだけの空間
様々な素材や五感を刺激する
しかけがいっぱい。思う存分ハ
イハイやよちよち歩きで動き
回れます。



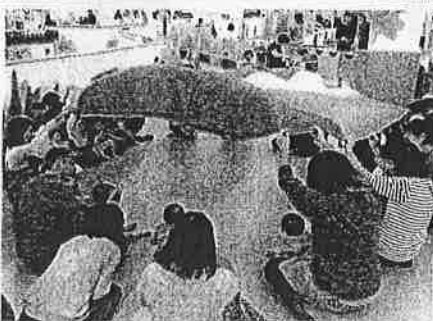
来るたびに出来る
発達ごとのあそび
お家や公園では体験できない
親子で触れ合い楽しめる多様
なあそびを揃えています。

赤ちゃんやママやパパのためのイベントをご用意してお待ちいたしております

赤ちゃんの日(毎週月曜日)

祝日は、混雑するためイベントは中止しております

体あそびや音あそびなど、月齢に合った「あそび」
を親子で思い切り楽しみましょう。
ベビーガーデンには、赤ちゃんの成長を応援する
あそびがたくさん揃っています。

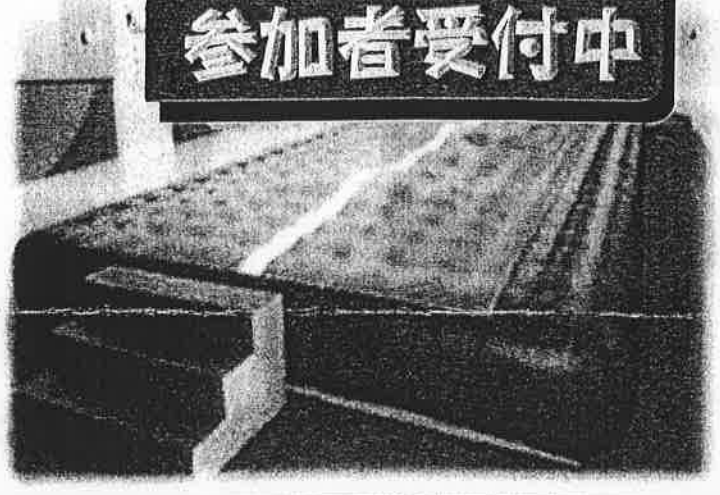
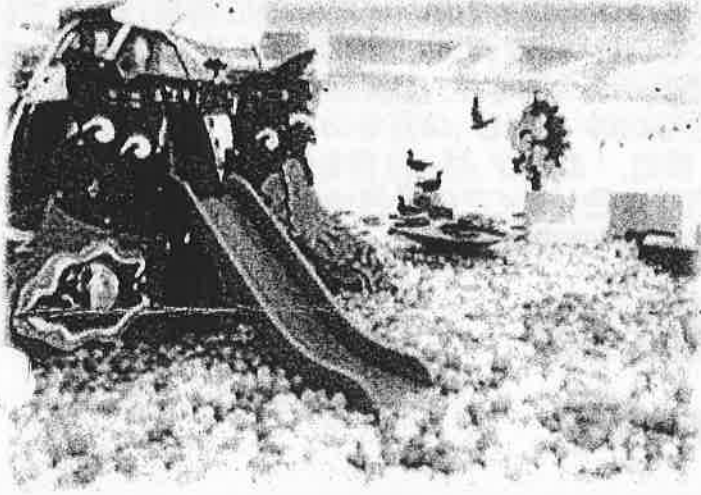


本気であそびましょう

おとなのキッズピア

BerneLund

キッズピア あしかが



参加者受付中

対象：子どもを持つお父さん・お母さん
未来のお父さん・お母さん

(お子様との同伴は不可となります。)

内容：あそびの大切さ

日程：平成29年12月29日(金)

時間：18:30~19:30 (時間厳守でお願いします。)

参加費：500円(1名様) 定員10名~20名程度

★参加特典★

キッズピアあしかが オリジナルタオル
水分補給用 飲料水

おとなのキッズピア (研修型)

日程：月・火・木・金 ※平日のみ

時間：18:30~19:30

対象：保育士・幼稚園教諭・体育指導者等

参加費：500円(1名様) 定員10名~20名程度

内容：あそびの大切さ

特典：キッズピアタオル・飲料水

*参加方法は、TELまたはフェイスリーダーまで！(受付期間は、前日までとなり
0284(64)8650「おとなのキッズピアに参加したい！」とお伝えください。



あそびと娯楽の比率

あそび	
プレイ	
日常的	
能動的	
蓄積	
継続	
全生活	

あ そ び と は 何 か

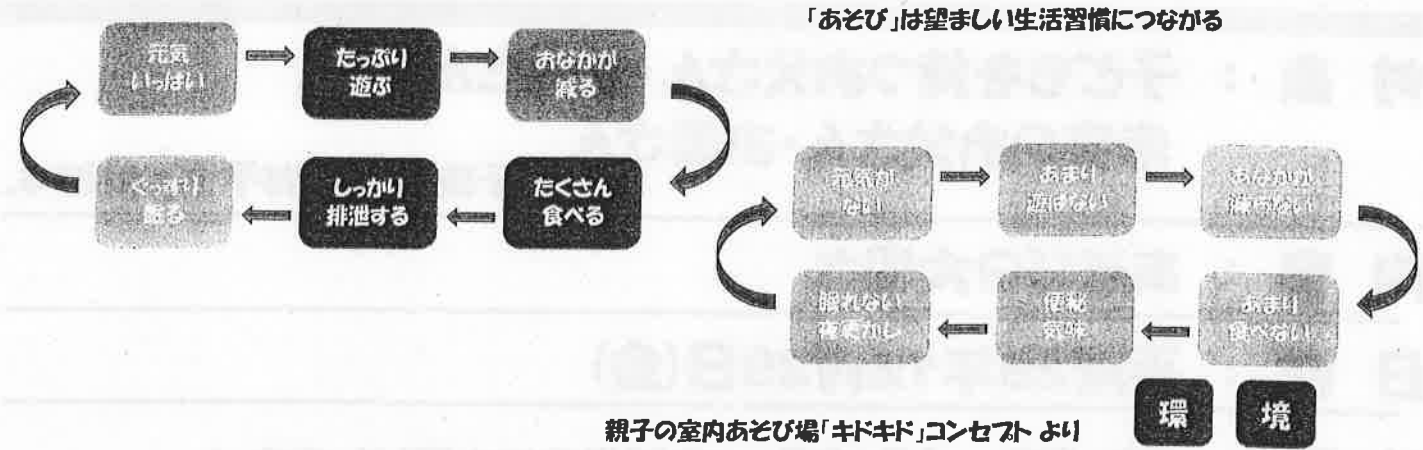
「あそび」というと、「勤務」「努力」の対義語として、「時間つぶし」といったニュアンスを感じる人もいるかもしれませんが、それはむしろ「娯楽」のことを指しています。

本来の「あそび」とは、子ども自身の「やってみよう」という動機から自発的に始まるリアルな体験であり、その結果として人を育てていく過程です。テレビゲームや電気仕掛けのおもちゃなど、スイッチを入れるだけであとは受動的に物事が進んでいくものは「娯楽」です。「娯楽」も人生を豊かにする価値あるのですが、成長期である子ども時代に必要なのは「あそび」の方なのです。

また、「あそび」は、自分を信じる自尊心、意欲、自分を取り巻くこの世界や他者への興味関心も育てていきます。

子 ども と あ そ び の 今

あそび不足と体力、意欲、コミュニケーション力の低下。



「やってみよう」が見つかる。したい遊びに没頭できる。

36の基本的な動き

平衡系動作 バランスをとる

まわる、おきる、たつ、くむ、わたる、さかだち、ふらさがる、のる、うく

移動系動作 からだを移動

垂直にとぶ、水平にとぶ、はしる、くぐる、およぐ、すべる、はう、あるく、のぼる

操作系動作 ものを使う・扱う

つかむ、むつ、なげる、ける、あてる、とる、はる、ふる、はこぶ、たおす、おす、おさえる、ひく、うつ、こぐ、わたす、ささえる、つむ

11 2017

- 平成 29 年 -

November

イベントカレンダー



キッズピア あしかが

〒326-0823 栃木県足利市朝倉町 2-21-16 ヨークタウン足利 2 階
TEL 0284-64-8650 HP <http://mutumikai.ecnet.jp/kidspia/>



SUN

MON

TUE

WED

THU

FRI

SAT

10/29

10/30

10/31

1

2

3



4

ポーネランド
自由につくろう
表現あそび

5

6

BD

7

BP

8

9

10

11

赤ちゃんの日
第3クール

ボールプール
あそび
第3クール
第5クールお休み

12

13

BD

14

15

16



17

18

赤ちゃんの日
第3クール

プレキッズピア
第1クール
第2クール

19



20

BD

21

22

23



24

25

プログラミング
ワークショップ
上級編
10:30~12:30
(10:10 集合)

赤ちゃんの日
第3クール

ポーネランド
ありがとうを
おくらう!

26

27

BD

28

29

30

12/1

12/2

赤ちゃんの日
第3クール

ピクニックエリア
お休み



プログラミング
ワークショップ

小学3~6年生
とその保護者 対象

ビスケットというソフトを
使ってプログラミングを体
験できます。タブレットで
絵を描いて動かしたり、ケ
ームを作ったりしてあそびか
らプログラミングの楽し
さを伝えます。

参加費

*受講歴なし 1人 1,500円
*受講歴あり 1人 1,000円



赤ちゃんの日

6ヵ月~1歳半
まで対象

赤ちゃんとの時間を楽しん
でいただくために成長でき
る「あそび」を伝えます。

ハイハイ
音あそび
バランスあそび

参加費無料



プレキッズピア

0ヵ月~5ヵ月
まで対象

子供の成長に大切なあそび
をお子様と一緒に体験して
いただき、キッズピアを楽
しんでいただくためのイベ
ントです。

参加対象
手形、足形
チェキでの親子撮影

参加費
1家族 100円+入場料



3日
HAMA ビーズ (アイロンビ
ーズ) を使って自由に作品を作
ろう!!

参加費 200円

23日
お母さん・お父さんに世界に
1つの感謝状を贈ろう!!

参加費 200円
(限定 50組)



ボールプール
あそび

全年齢

ボールプールで空探しや玉入れ
などみんなで一緒に楽しい遊
びをしましょう!!
小さな子から大きな個までボ
ールを使った楽しいイベントを
用意しています。

参加費無料



小さい赤ちゃんも安心して遊べます！

プレキッズピア

各クール先着5組様限定！！



【特典】
手形・足形取り
キエキでの親子撮影
プレゼント！！



普段はご参加いただけない6ヶ月未満のお子様もこの日だけはキッズピアをご体験いただけます！最後にはその場で制作した記念品もプレゼント！！人数制限もございますのでお早めにお申し込みください！

【対象年齢】

6ヶ月未満のお子様と
その保護者の方



参加費

基本料金100円

+

100円×人数

例) お子様1人とお母様で参加の場合

基本料金 お子様 お母様
100円 + 100円 + 100円 = 300円

一緒にあそび。一緒に学び。
一緒に体験し、赤ちゃんと一緒に成長してみませんか？

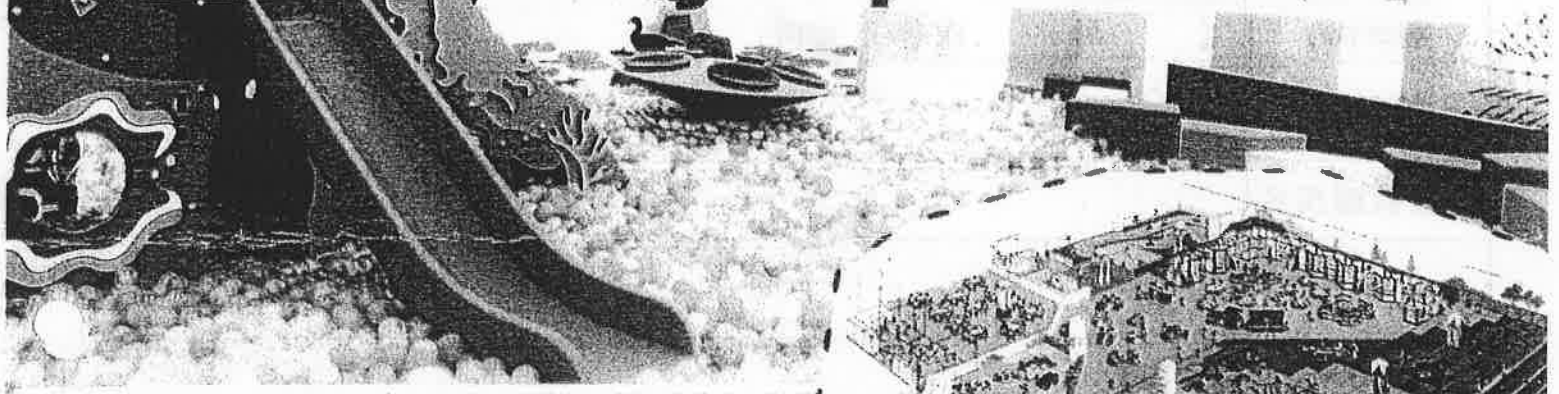
~~~~~  
キッズピア おしかが



足利市  
屋内子ども  
遊び場

キッズピア あしかが

# 団体利用のご案内

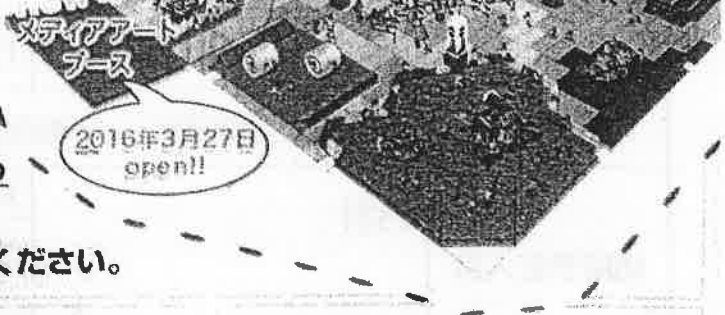


## 利用日時

○平日(月・火・木・金)の第1~4クール

※ただし、祝祭日・年末年始・長期休業にあたる春・夏・冬休み期間はご利用になれません。

\*各クールの利用時間は、HP・パンレット等をご確認ください。



メディアアート  
ブース

2016年3月27日  
open!!

## 利用料金

○1人当たり 100円※当日のキャンセルは全額負担になります、キャンセルは前日まで受付致します。

## 対象団体

○保育所・幼稚園・小学校・社会福祉施設等(6か月~12歳までのお子様と引率者または保護者)

○お子様10名に対して引率者1名~

- \*利用実績・お子様の年齢・状況に応じて引率者の人数は対応いたします。お気軽にご相談ください。
- \*遠足等でご利用の場合は、傷害保険等の加入をお勧めします。
- \*バスでご利用の際は、駐車場所をお知らせしますので、事前にご相談ください。
- \*ご利用クール内は、休憩スペース(ピクニックエリア)をご用意いたします。事前にお知らせください。
- \*申し込み時、大人5名様まで無料で下見ができます。「団体利用申込書」に記載ください。

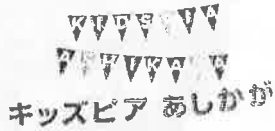
## 申し込み方法

○裏面「団体利用申込書」に必要事項を記載の上、FAX:0284-64-8653にてお申し込み下さい。

- \*ご利用の3か月~2週間前まで受付致します。申し込み状況確認後、利用の可否をご連絡いたします。
- \*「団体利用申込書」はHPからもダウンロードできます。

○問い合わせ先 足利市屋内子ども遊び場「キッズピアあしかが」 TEL:0284-64-8650  
〒326-0823 栃木県足利市朝倉町2-21-16 ヨークタウン足利2F FAX:0284-64-8653

<http://mutumikai.ecnet.jp/kidspia/index.html> キッズピアあしかが  (毎週水曜日は除く、平日10時~17時)



●必要事項を記入の上、事前にFAXにてお送りください。  
 後日、利用の可否をご連絡いたします。  
 数日後ご連絡がない場合は、お手数ですがご確認をお願いします。

**FAX:0284-64-8653**

|               |                                    |          |     |             |   |
|---------------|------------------------------------|----------|-----|-------------|---|
| 利用日時          | 平成 年 月 日 ( 曜日)                     |          |     | 第1・2・3・4クール |   |
| 下見・事前<br>見学予定 | なし・あり<br>【 月 日 ( 曜日) : ~ : 見学人数 人】 |          |     |             |   |
| 団体名           |                                    |          |     |             |   |
| 代表者職氏名        |                                    |          |     |             |   |
| 連絡先           | 〒                                  |          |     |             |   |
|               | 担当者職・氏名                            |          |     |             |   |
|               | TEL:                               | FAX:     | 携帯: |             |   |
| 利用目的          | 遠足 ・ 親子遠足 ・ 総合学習 ・ その他 ( )         |          |     |             |   |
| 利用予定人数        | 合計<br><br>人                        | 幼児(4才未満) | 人   | 大人          | 人 |
|               |                                    | 幼児(4才以上) | 人   | 教諭・職員等      | 人 |
|               |                                    | 小学生(低学年) | 人   | 障害をお持ちの方    | 人 |
|               |                                    | 小学生(高学年) | 人   | 車いす利用の方     | 人 |
| 交通手段          | バス 台 / 自家用車 台 / 他 ( )              |          |     |             |   |
| その他<br>確認事項   | ( )                                |          |     |             |   |

○ご注意等

- ・場内は、滑りやすくなっておりますので、お子様は靴下をお脱ぎになって裸足でお遊び下さい。(サーキットは、靴を履いてお遊び下さい。)
- ・お子様の安全管理は、引率者または保護者の方をお願いしております。場内等でのトラブル・事故・ケガ等については、責任を負いかねますので、お子様から目を離されませんようお過ごし下さい。
- ・場内へのお荷物のお持ち込みはご遠慮いただいております、無料ロッカーをご利用下さい。
- ・場内での飲食は禁止されております。  
\*お飲み物を飲む際は、受付横のソファか休憩スペース(ピクニックエリア)にてお取り下さい。
- ・ヘアピン・名札等は予め外してからご利用下さい。団体様の目印として肩などにテープ等お貼り下さい。
- ・一般のお客様もご利用になっております、みんなで楽しく遊べるようお子様にもご指導下さいますようお願い致します。
- ・車いすではご利用できないエリア(アクティブゾーン・ベビーゾーン・サーキット等)がございます。事前にご確認下さい。
- ・トイレは・授乳室は施設の外になります。再入場の際は必ず、引率者または保護者の方と一緒にお願い致します。
- ・メディアアートブースご利用の際も引率者または保護者の方と一緒にお願い致します。

キッズピア あしがが

足利市子ども映像

日本初の常設ICT教育施設

メディアアートブース

OPEN!

子どもたちの創造力を刺激する  
論理的思考力を育てる  
4つのICT教育コンテンツが体験できる

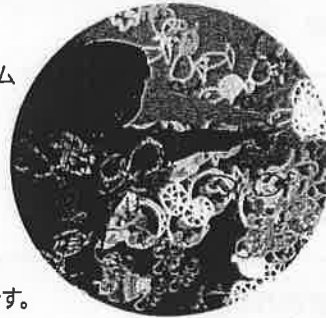
最新のICT教育を遊びながら体験できる  
デジタルメディアアートが大集合!



#### ■マイクラランド

(常設国内初)

世界中で大人気のもの作りゲームの「マイクラフト」。ICT教育の進んだ諸外国では既に公立学校の授業でも活用されており、日本でも導入が検討されています。仮想空間に出現した街「マイカガ市」に夢の未来都市を構築するのは、足利の子ども達です。



#### ■ビスケットランド

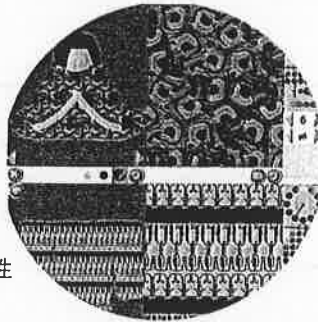
(常設国内初)

自分で描いた魚や動物を動かしたり、オリジナルゲームを作ることができる「ビスケット」。コンピュータの仕組みを遊びながら直感的に知ることができるビジュアルプログラミング言語です。タブレットを使用しますので未就学児でも楽しく体験ができます

#### ■テセレーションランド

(常設国内初)

テセレーションは自由に描いた模様が、万華鏡のように幾何学的に繰り返されることで美しいテキストスタイルデザインを創作できます。楽しみながら好きなデザインを考えることで、高度な数学体験ができるとともに、子どもたちの感性を育てます。



#### ■ボカロランド

『しゃぼん玉』や『ちようちよう』などの童謡のメロディーや歌詞で「コニーちゃん」や「たかうじ君」が歌い、踊ります。歌詞に合わせてリズムでドラムを叩けると正しく歌ってくれますが、間違えると歌い方を間違ったり困った顔に。

※歌声合成にはVOCALOIDを使用するため、オリジナルの声とは異なります。



足利市屋内子ども遊び場「キッズピアあしがが」

足利市朝倉町2-21-6 ヨークタウン足利2階 TEL: 0284-64-8650

Produced by  Kids produce company  
フジテレビ KIDS  
FUJITELEVISION KIDS ENTERTAINMENT, INC.

様式第7号(第6条関係)

活動内容報告書兼  
政務活動費支出明細書

会派名： 市民クラブ

|                            |           |                                                               |          |
|----------------------------|-----------|---------------------------------------------------------------|----------|
| 活動内容等                      | 期間又は月日    | 11月 9日(木) ~ 11月 25日(土)                                        |          |
|                            | 支出先       | モリミツ石油株式会社                                                    |          |
|                            | 目的・内容・結果等 | 市役所内外における政務調査活動を行った。<br><br>※ 行政視察を行った場合は、「行政視察報告書」を添付してください。 |          |
| 支出金額等                      | 項目        | 使途内容の明細, 積算の基礎等                                               | 金額(円)    |
|                            | 調査研究費     | ガソリン代 (7,416円×3/8の金額)                                         | 2,781円 / |
|                            | 研修費       |                                                               |          |
|                            | 要請・陳情活動費  |                                                               |          |
|                            | 会議費       |                                                               |          |
|                            | 資料作成費     |                                                               |          |
|                            | 資料購入費     |                                                               |          |
|                            | 広報公聴費     |                                                               |          |
|                            | 人件費       |                                                               |          |
|                            | 事務諸費      |                                                               |          |
|                            |           |                                                               | 合計       |
| 領収証書及び支払証明書添付枚数 <u>2</u> 枚 |           |                                                               |          |
| 備考                         |           |                                                               |          |

※ 枠内に収まらない場合は、別紙に整理し添付してください。

毎度ありがとうございます

☆☆スタンプサービス実施中!☆☆

毎週火・木曜日スタンプ2倍day

### 領収書

2017年11月09日(木)08:24  
給油 010000

加付 市民クラブ様

6-895218-10002-000 9515-6 1  
4-現金固定

\*レシート  
N08 27,94L/L ¥3,660  
(内消費税等 ¥131.00  
053.80 ¥1,503)

小計 ¥3,660

合計 ¥3,660  
(内消費税等 ¥271)  
お支払い ¥4,000  
お釣り ¥340

商品欄 \*内税商品 #非課税商品

モリミツ石油 株式会社 朝倉給油所  
TEL (088)844-1339

2017/11/09 3061  
SC:8952186-1

No:2904

毎度ありがとうございます

☆☆スタンプサービス実施中!☆☆

毎週火・木曜日スタンプ2倍day

### 領収書

2017年11月25日(土)13:24  
給油 010000

加付 市民クラブ様

6-895218-10002-000 9515-6 1  
4-現金固定

\*レシート  
N11 27,62L/L ¥3,756  
(内消費税等 ¥136.00  
053.80 ¥1,486)

小計 ¥3,756

合計 ¥3,756  
(内消費税等 ¥278)  
お支払い ¥4,000  
お釣り ¥244

商品欄 \*内税商品 #非課税商品

モリミツ石油 株式会社 朝倉給油所  
TEL (088)844-1339

2017/11/25 5427  
SC:8952186-1

No:5585

7/16 × 1/8 = 2.781

様式第7号(第6条関係)

活動内容報告書兼  
政務活動費支出明細書

会派名： 市民クラブ

|                     |           |                                                               |        |
|---------------------|-----------|---------------------------------------------------------------|--------|
| 活動内容等               | 期間又は月日    | 12月 9日(土) ~ 12月 21日(木)                                        |        |
|                     | 支出先       | モリミツ石油株式会社                                                    |        |
|                     | 目的・内容・結果等 | 市役所内外における政務調査活動を行った。<br><br>※ 行政視察を行った場合は、「行政視察報告書」を添付してください。 |        |
| 支出金額等               | 項目        | 使途内容の明細, 積算の基礎等                                               | 金額(円)  |
|                     | 調査研究費     | ガソリン代 (6,693円×3/8の金額)                                         | 2,509円 |
|                     | 研修費       |                                                               |        |
|                     | 要請・陳情活動費  |                                                               |        |
|                     | 会議費       |                                                               |        |
|                     | 資料作成費     |                                                               |        |
|                     | 資料購入費     |                                                               |        |
|                     | 広報公聴費     |                                                               |        |
|                     | 人件費       |                                                               |        |
|                     | 事務諸費      |                                                               |        |
|                     | 合計        |                                                               |        |
| 領収証書及び支払証明書添付枚数 2 枚 |           |                                                               |        |
| 備考                  |           |                                                               |        |

※ 枠内に収まらない場合は、別紙に整理し添付してください。



様式第7号(第6条関係)

活動内容報告書兼  
 政務活動費支出明細書

会派名： 市民クラブ

|                 |                                                                                                                                                                                         |                              |             |
|-----------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------|-------------|
| 活動内容等           | 期間又は月日                                                                                                                                                                                  | ✓ 10月 26日 (木) ~ 月 日 ( )      |             |
|                 | 支出先                                                                                                                                                                                     | 岡崎 豊・(株) 地方議会総合研究所           |             |
| 目的・内容・結果等       | 平成29年10月26日 (木) 午前10時より午後5時まで<br>会場：アットビジネスセンター池袋駅前別館<br>東京都豊島区東池袋1-6-4<br>講師：仙台大学教授 千葉 喜久也氏<br>(1) 保育待機児童問題と自治体の役割<br>(2) 小中高教育の問題解決と教育委員会のあり方<br><br>※行政視察を行った場合は、「行政視察報告書」を添付してください。 |                              |             |
| 支出金額等           | 項目                                                                                                                                                                                      | 使途内容の明細, 積算の基礎等              | 金額(円)       |
|                 | 調査研究費                                                                                                                                                                                   |                              |             |
|                 | 研修費                                                                                                                                                                                     | 旅費 (66,320円)・受講代 (25,000円) ✓ | ✓ 91,320円 ✓ |
|                 | 要請・陳情活動費                                                                                                                                                                                |                              |             |
|                 | 会議費                                                                                                                                                                                     |                              |             |
|                 | 資料作成費                                                                                                                                                                                   |                              |             |
|                 | 資料購入費                                                                                                                                                                                   |                              |             |
|                 | 広報公聴費                                                                                                                                                                                   |                              |             |
|                 | 人件費                                                                                                                                                                                     |                              |             |
|                 | 事務諸費                                                                                                                                                                                    |                              |             |
|                 |                                                                                                                                                                                         |                              | 合計          |
| 領収証書及び支払証明書添付枚数 |                                                                                                                                                                                         | ✓ 2 枚                        |             |
| 備考              |                                                                                                                                                                                         |                              |             |

※ 枠内に収まらない場合は、別紙に整理し添付してください。

# 旅 費 明 細 書

| 月 日      | 出発地            | 経 路  | 到着地             | 宿泊地   | 鉄 道 賃    |      | 船 賃 | 航空賃              | 車 賃     |       | 日 当   | 宿 泊 料 |        | 計       |        |
|----------|----------------|------|-----------------|-------|----------|------|-----|------------------|---------|-------|-------|-------|--------|---------|--------|
|          |                |      |                 |       | 営業<br>換算 | 運賃   |     |                  | 急<br>行料 | 計     |       | 定額    | 実費額    |         | 日<br>数 |
| 10<br>26 | 高知駅前<br>(6:15) | 羽田空港 | 池袋<br>(9:52)    | 東京23区 | 15.4     | 260  |     | (特割)21<br>21,690 |         | 1,340 |       |       |        | 41,580  |        |
|          |                |      |                 |       |          |      |     |                  | 490     | 1     | 3,000 | 1     | 14,800 |         |        |
| 10<br>27 | 池袋<br>(7:52)   | 羽田空港 | 高知駅前<br>(11:35) |       | 15.4     | 260  |     | (特割)21<br>22,490 |         | 490   | 1     | 1,500 |        | 24,740  |        |
|          |                |      | ( )             |       |          |      |     |                  |         |       |       |       |        | 0       |        |
|          |                |      | ( )             |       |          |      |     |                  |         |       |       |       |        | 0       |        |
|          |                |      | ( )             |       |          |      |     |                  |         |       |       |       |        | 0       |        |
|          |                |      | ( )             |       |          |      |     |                  |         |       |       |       |        | 0       |        |
|          |                |      | ( )             |       |          |      |     |                  |         |       |       |       |        | 0       |        |
| 支 度 料    |                |      |                 |       | 円        |      |     |                  |         |       |       |       |        | (支給額) 円 |        |
| 旅行雑費     |                |      |                 |       | 円        | 520  | 0   | 44,180           | 0       | 2,320 | 2     | 4,500 | 1      | 14,800  | 66,320 |
| 合 計      |                |      |                 |       | 円        | 30.8 | 0   | 44,180           | 0       | 2,320 | 2     | 4,500 | 1      | 14,800  | 66,320 |

(注) 括弧内には、在勤地の出発(予定)時刻を記載すること。  
 ※ 高知駅前～高知龍馬空港間は空港連絡バス往復利用。  
 ※ 10/26帰着時刻が21時を超えるため、後泊とする。  
 ※ 10/27は午前中帰着のため、半日当とする。

# 領収証

No. ....

岡崎 豊 様

平成29年10月26日

金額 **¥25,000**

|      |  |
|------|--|
| 内    |  |
| 消費税等 |  |
| 現金   |  |
|      |  |
|      |  |

但 10月26日セミナー受講料として  
上記正に領収いたしました

収入印紙

〒152-0032

東京都目黒区平町1-9-15

株式会社 地方議会総合研究所



係

議員・職員のための

# 保育待機児童問題と 小中高教育のあり方 in 東京



講師 千葉喜久

【仙台大学教授、厚生労働省母子家庭自立支援事業評価委員】

東北大学大学院博士課程修了(学術博士)。秋田県庁、東北福祉大学准教授、東京有明医療大学教授を経て、現在、仙台大学教授、労働省母子家庭自立支援事業評価委員、福島県児童家庭専門員等として活躍中。著書に「思春期子ども相談の心」(中央法規)、「21世紀型福祉へ挑戦」編著(ぎょうせい)等多数。

## 保育待機児童問題と 自治体の役割

10/26(木) 10:00~12:30

1. 待機児童問題とは
  - (1) 怒るおやたちの言い分
  - (2) 問題の背景
  - (3) 政府見解の誤りとその認識
2. 進まない保育所整備
  - (1) 子どもの鳴き声は騒音か
  - (2) 地域エゴで進まない保育所づくり
  - (3) 進まない保育所の株式会社化
  - (4) 多様化する保育ニーズ
3. 保育の人材養成と確保
  - (1) 保育士職員の不足と質の低下
  - (2) 保育士の低賃金
  - (3) 保育士養成課程の課題
  - (4) 保育職場の閉鎖性
4. 待機児童対策と自治体の役割
  - (1) 家族子育てから社会的子育て
  - (2) 子育て支援と住民参加
  - (3) 多様な保育サービスで待機児童の解消
  - (4) 議員活動に期待すること

## 小中高教育の問題解決と 教育委員会のあり方

10/26(木) 14:00~17:00

1. 子どもを取り巻く教育環境
    - (1) いじめ、不登校の増加
    - (2) 学力格差の拡大
    - (3) 高校中退者の増加
    - (4) 夢と希望を失った子どもの姿
    - (5) 親らしくない親の出現
  2. なぜ、いじめは根絶できないのか
    - (1) 頼りに出来ない学校、教師
    - (2) 力にならない教育委員会
    - (3) いじめは犯罪
    - (4) いじめ教育、人権教育の不足
    - (5) 誰のための先生、教育委員会
  3. 学校教育現場の危機
    - (1) 問題解決力のない教員
    - (2) 教員採用は大丈夫?
    - (3) 子どもが信頼できない教師
    - (4) 教育委員会・教育庁は必要?
    - (5) 保護者は教育の消費者?
  4. 学校教育の未来を拓くために
    - (1) 学力日本一で消滅する秋田県
    - (2) 教育力で地域の再生は可能か
    - (3) 自立できない若者
    - (4) 国家戦略としての学校教育
    - (5) 地方消滅と教育政策
- 付録 敷居が高い教育委員会の改革のために

千原 久也 } 自治体の関係  
2019年12月14日 } 25

# 保育待機児童問題と

## 自治体の役割

千原 久也 2019年12月14日  
10-20-12280

東京有明医療大学 千葉喜久也



# 1. 待機児童問題とは

## (1) 怒る親たちの言い分

→ 待機児童問題 → 子育て支援

2月、インターネット上に発表。

保育所に子供を入れるために行う「保活」で、結果がすべて「不承諾(入園できず)」。「何なんだよ日本。一億総活躍じゃねーのかよ」「子供産んだはいいいけど希望通りに保育園に預けるのほぼ無理だからって言って子供産むやつなんかいねーよ」。

# 1. 待機児童問題とは

## (2) 問題の背景

• 国政で保育所問題は蚊帳の外 < 保育者の不足・待遇改善

• 子育てを家族に丸投げの社会

• ママたちの怒りが爆発 → 育児不安 → 育児放棄

• 母親が、大変になった。男並みの仕事+「家事と育児」

• 父親に期待できない日本社会

• 助け合えない家族と地域

保育者 保育者の不足

子育ての不安定さ

家族 社会全体の育児不安

育児不安 → 育児放棄 → 育児不安 → 育児放棄 → 育児不安 → 育児放棄

# 市民トラブル増加の背景

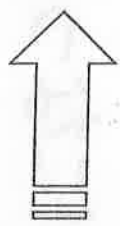
社会の変化  
市民の変化

市民の変化

社会の変化

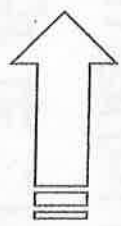
社会不安の増大  
災害・原発・雇用

安全・安心の高まり



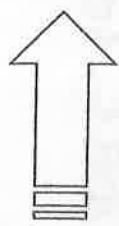
消費者ニーズの多様化  
インターネットの普及  
コミュニケーション  
スキルの低下

個別化と我がまま化  
認められたい  
中2病の蔓延

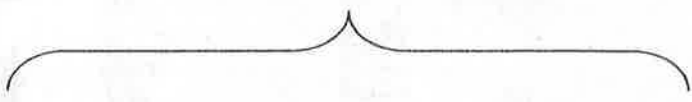


ストレス社会  
団塊世代の交代  
不公平感  
権利意識の高揚

不満の鬱積  
キレル人の増加  
自己主張



トラブル  
の増加





# (3) 政府見解の誤りとその認識

- ・初期対応の誤り。安倍首相が予算委員会で無視  
— 11月2日に閣議決定された。→ 閣議決定
- ・子育ては、先ずは家庭・家族で  
— 保護者の方
- ・母親たちの不満の爆発
- ・保育所に入れない「待機児童」の親たちが、  
自治体に次々に不服申し立て  
— 行政の対応が2段階、監査請求
- ・認可保育園の整備が追いつかない
- ・政府の対策、完全解消は7年後…?

2013年11月2日閣議決定  
— 11月2日に閣議決定された。→ 閣議決定  
認可保育園の整備が追いつかない  
— 認可保育園の整備が追いつかない  
自治体に次々に不服申し立て  
— 自治体に次々に不服申し立て

★  
S  
2013年11月2日閣議決定

## 2. 進まない保育所整備

- 地域の子育て支援

(1) 子どもの泣き声は騒音か

・ドイツでは条例で騒音ではないと明記

・日本は子育てに優しい国…?

子育て支援の優しさは、子どもと保護者の関係性

・乳母車を折りたたむことは常識…?

バルコニー  
教

(2) 地域エゴで進まない保育所づくり

・個人主義が行き着いた先

- マイノリティの権利を保障

・リーダーシップに欠ける行政

自己の自由を主張する権利

子育て支援の重要性  
7H Mot.

子どもの権利

子育て支援 - 子どもと保護者の関係

子育て支援の重要性

## 2. 進まない保育所整備

(3) 進まない保育所の株式会社化 株式会社 2015.5.10

- 全国で50か所
- スタートラインに格差
- 参入の足かせは
- 守られる社会福祉法人
- 採算の合わない経営
- 職員の使い捨て

# 3. 保育の人材養成と確保

(1) 保育士の不足と質の低下 人口減少、少子化、高齢化、労働力不足

・ 募集しても応募がない

・ 高い離職率 給与低、待遇悪、働き方

・ 難しい有資格者の確保

・ 社会経験不足の保育士 X(少) Y(多)

・ 就学前教育への不安 発達支援、一時的な対応

少子化対策

子育て

保育士の確保 - 不足

労働力不足

高齢化、少子化、労働力不足

人口減少

社会経験不足

保育士不足

就学前教育への不安

発達支援

一時的な対応

人口減少

少子化

高齢化

労働力不足

保育士不足

社会経験不足

就学前教育への不安

### 3. 保育の人材養成と確保

#### (2) 保育士の低賃金

- ・採用されても臨時、非常勤が普通 *既*
- ・定着しない職員
- ・職員の半分は非正規職員
- ・20年勤務しても手取りで20万
- ・難儀するのは年配職員
- ・バーンアウト(子どもと親の変化)

*親の力*

*子どもの力*

### 3. 保育の人材養成と確保

#### (3) 保育士養成課程の課題

- 難問・奇問の保育士国家試験
- 合格率17%の国家試験
- 年一回の難関 10/3
- 養成機関の卒業生は無試験で保育士
- 全入学で学力の格差の拡大

### 3. 保育の人材養成と確保

#### (4) 保育職場の閉鎖性

- ・地域との関係の希薄化 — 安全面での関係が薄く
- ・保育専門集団の閉鎖性 女子保育士集団
- ・子ども<sup>の</sup>安全の確保が仇
- ・保育の場が子守りの場に(安全第一主義)
- ・保育に親の参加を(親を育てる) EBCの確保・育成  
月曜の朝・子どもを育てる
- ・子どもにも出来ることがある → EBCの朝・月曜の朝  
(余. 土曜の朝)

## 4. 待機児童対策と自治体の役割

(1) 家族の子育てから社会的子育て

親の負担を減らす

▪ 家族機能の低下

▪ 家庭の密室化

▪ 弱い子どもへの親のストレスのはけ口

▪ 孤立化している親

▪ 我慢できなくなっている親

▪ 子ども成長に必要な支援



# 自治体の役割 大人の責任・社会の責任

- 児童福祉法は、子どもの人権保障に関する基本法。  
↓  
まは 児童福祉法 愛護
- 第1条 ①すべて国民は、児童が心身ともに健やかに生まれ、且つ、育成されるよう努めなければならない。  
②すべて児童は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない。
- 第2条 国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに  
、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。
- 第3条 前二条に規定するところは、児童の福祉を保障  
するための原理であり、この原理は、すべて児童に関する  
法令の施行にあたって、常に尊重されなければならない。  
い。

親衛 → 児童福祉法

# 地域子育て支援拠点事業

## 背景

- ・ 3歳未満児の約7～8割は家庭で子育て
- ・ 核家族化、地域のつながりの希薄化
- ・ 男性の子育てへの関わりが少ない
- ・ 児童数の減少

## 課題

- ・ 子育てが孤立化し、子育ての不安感、負担感
- ・ 子どもの多様な大人・子どもとの関わりの減

## 地域子育て支援拠点の設置

子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安・悩みを相談できる場を提供

## 地域子育て支援拠点

- 公共施設や保育所、児童館等の地域の身近な場所で、乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を実施
- NPOなど多様な主体の参画による地域の支え合い、子育て中の当事者による支え合いにより、地域の子育て力を向上

## 事業内容

- ① 交流の場の提供・交流促進
- ② 子育てに関する相談・援助
- ③ 地域の子育て関連情報提供
- ④ 子育て・子育て支援に関する講習等

## 解消

育児不安



or

地域で子育てを支える

子育て支援 - ひとりひとりに寄り添う

子育て支援 - ひとりひとりに寄り添う

平成23年度実施か所数  
(交付決定ベース)  
5,722か所

# 国の新たな子育て支援の取り組み

## 政府による取り組み

- 新制度の制定

2015(平成27)年4月から子ども  
子育て関連3法の実施

- 市町村を主体とした子育て支援の  
計画と運営

なせか子育て支援  
支援計画

市町村に主体として  
子育て支援計画を  
作成する

## 子ども・子育て新システムの要点

- 政府の推進体制・財源の一元化
- 社会全体(国・地方・事業主・個人)による費用負担
- 基礎自治体(市町村)の重視
- 幼稚園・保育所の一体化
- 多様な保育サービスの提供
- ワーク・ライフ・バランスの実現

待機児童の発生要因

# 4. 待機児童対策と自治体の役割

## (2) 子育て支援と住民参加

- ◁住民活動で子どももの安全確保を
- ◁住民参加で家庭の密室化予防
- ・子どももの成長・発達は住民参加で
- ・待機児童対策へ住民協力

女性社会参画

女性の社会参画・環境づくり  
管理職・女性社員

女性の参画・環境づくり

女性の参画・環境づくり (自治体)  
母親-男児の参画・環境づくり  
「1人1人環境づくり」

育児休業 0.7-1.7 育児休業の活用

企業内情報発信

育児休業の活用 - 当市に有利な環境づくり

女性の参画・環境づくり

女性の参画・環境づくり

## 4. 待機児童対策と自治体の役割

### (3) 多様な保育サービスで待機児童の解消

- ・ 公立保育所の拡充 — 森林A-CZの拡充 — 一見(体)的
- ・ 私立保育所の拡充
- ・ 事業所内保育所の拡充
- ・ 小規模保育所への支援
- ・ 保育ママの活用

## 4. 待機児童対策と自治体の役割

### (4) 議員活動の期待すること

- ・保育の整備状況に関心を
- ・公的保育の必要性
- ・保育の保障は自治体の義務
- ・親の働きたいは権利
- ・子どもの成長発達の保障
- ・次世代支援は地域の未来づくり

Good to see

最後に:

# 子育て支援から子育て支援

(1) これまでの子育て支援は、働いている親への支援 ⇒ 保育所、児童館  
専業主婦・ストレス ⇒ 児童虐待  
子どもは親の都合でサービスを受ける時代から

子どもの育ちを支援する

子どもの事情で必要なサービス

子どもに直接的に働き掛ける支援

× 児童虐待



## (2). 子育て支援で地域づくり

● 子どもは親が育てる時代



● 子どもは親と社会が育てる時代

子どもは、将来の地域の担い手

Hand job - 子育て支援  
Hand job - 子育て支援

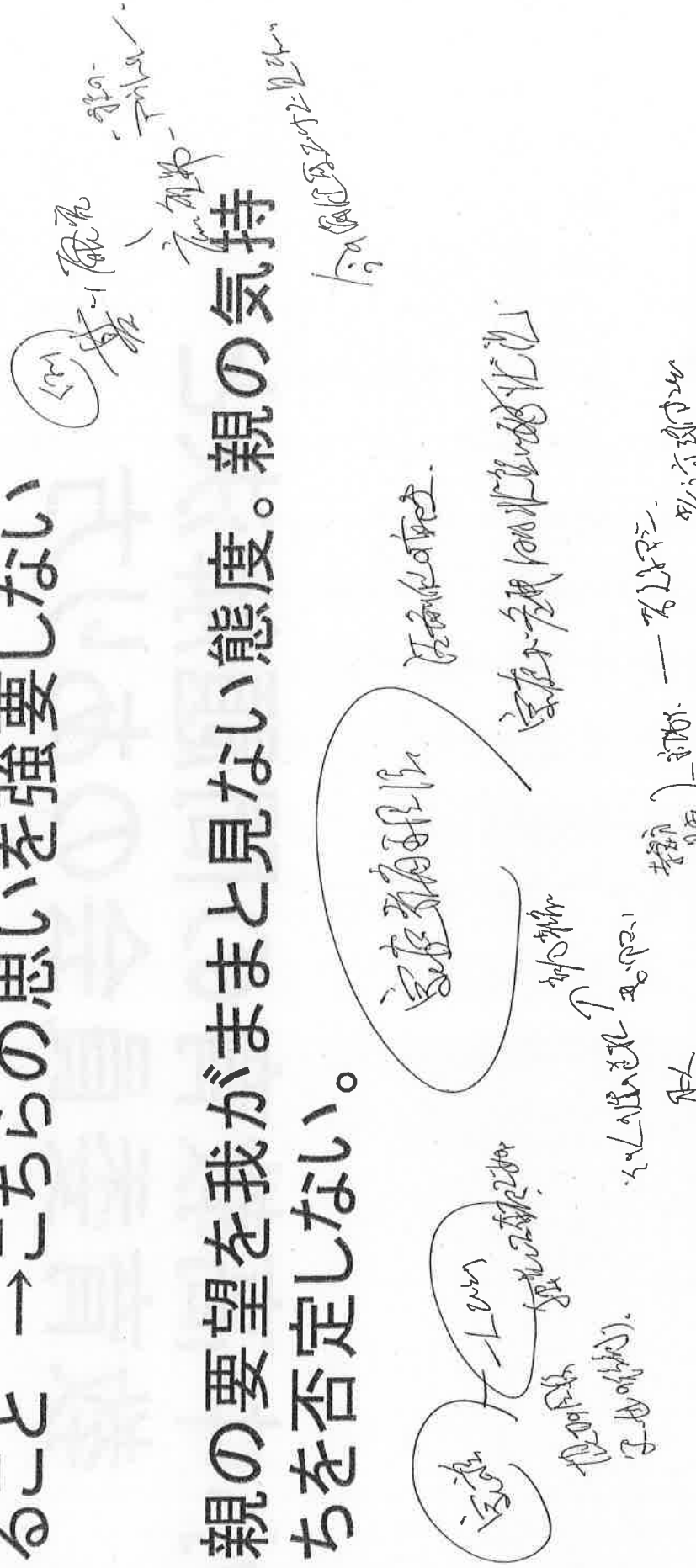
- 子育て支援は、次の世代へのバトンタッチ  
⇒ その地域の未来がそこにある。  
子どもが大切にされる社会は、誰もが生きやすい社会。

⇒ 「優しい社会」

- 子どもは親と社会が一緒に育てる
- 親とは知人、友達 ⇒ 親戚  
子どもの育ちを一緒に考える協力者

# 受講の皆様にお願ひしたいこと 子育ての悩みを先ず聞いてください

- 子育てに悩む親への対応の基本：叱らない、怒らない、注意しない。親の話し相手になること → こちらの思ひを強要しない
- 親の要望を我がままと見ない態度。親の気持ちを否定しない。



# 小中高教育の問題解決と 教育委員会のあり方

平成29年10月26日

14:00~17:00

東京有明医療大学

千葉喜久也

# 1.子どもを取り巻く教育環境

## (1)いじめ、不登校の増加

### ◎いじめ

小・中・高等学校における、暴力行為の発生件数は59,345件(前年度55,836件)であり、児童生徒1千人当たりの発生件数は4.3件となっている。

暴力行為が学校内で発生した学校数は9,700校、全学校数に占める割合は26.3%

- ・小学校の加害児童生徒数は10,356人(前年度8,356人)
- ・中学校の加害児童生徒数は39,366人(前年度39,277人)
- ・高等学校の加害児童生徒数は10,110人(前年度11,659人)

### ▼いじめの発生件数は減少?

小・中・高・特別支援学校における、いじめの認知件数は185,860件(前年度198,109件)であり、児童生徒1千人当たりの認知件数は13.4件としている。

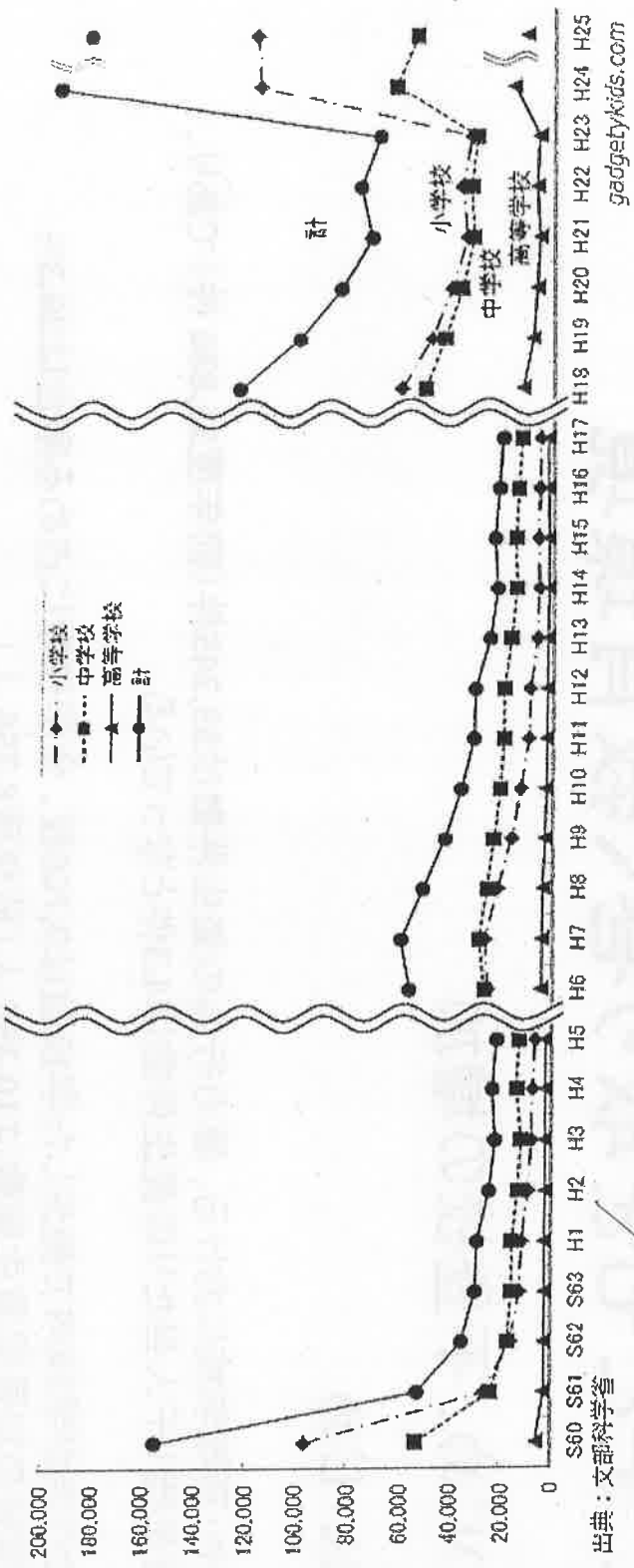
いじめの件数の推移

▼いじめ認知件数の推移

全体のいじめ認知件数は減少傾向にあるものの小学校に限っては118,805件(前年度117,384件)増加傾向にある。

いじめの件数の推移  
 (下の図参照)

＜参考1＞いじめの認知(発生)件数の推移



出典：文部科学省

学校 → 児童の変化

孩子

いじめの件数は減少傾向にあるものの、小学校に限っては増加傾向にある。

表層化している

T2-W2

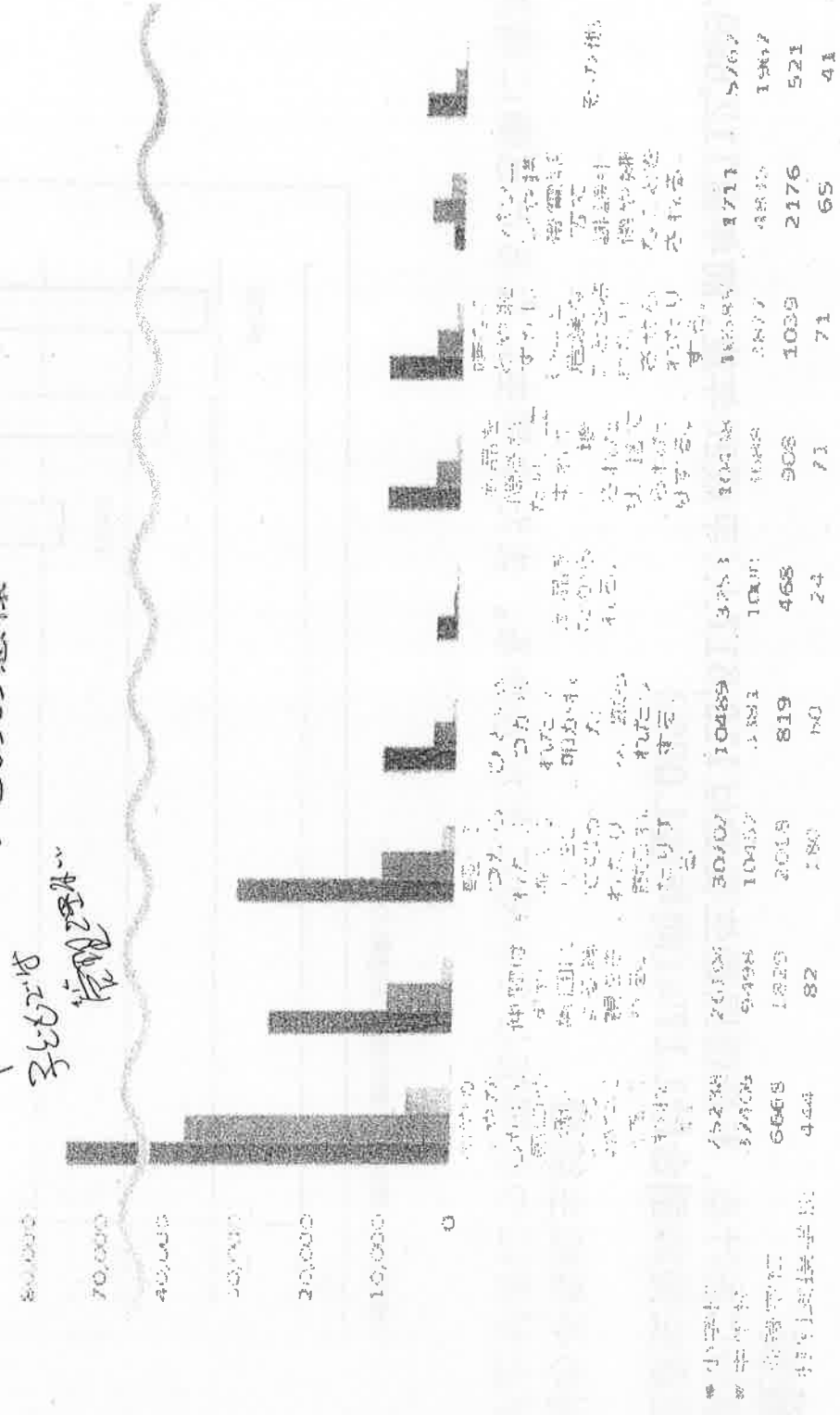
表層化している

親、小児科医師、  
 解はZ-300、  
 産科、小児科

▼いじめの態様

最近の特徴として携帯電話、パソコン等を扱ったいじめが増加している。  
 いじめの認知件数に占める割合は4.7%(前年度4.0%)

いじめの態様



\* 小児科  
 \* 小児科  
 \* 小児科  
 \* 小児科

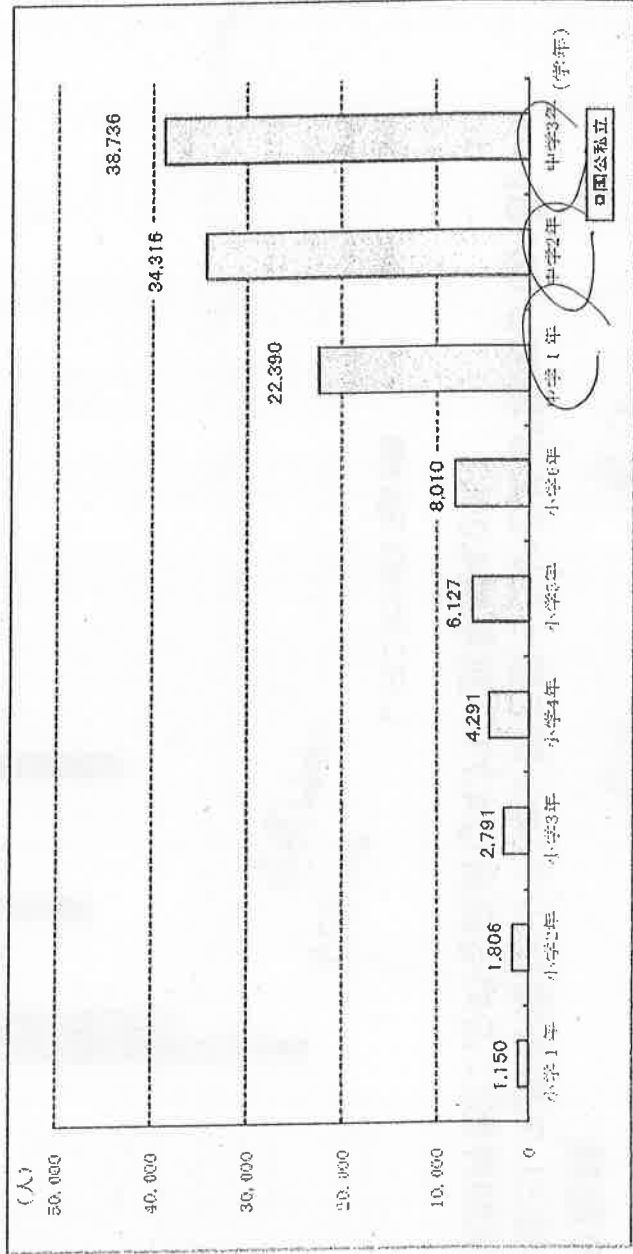
## ◎不登校

小・中学校における、不登校児童生徒数は119,617人(平成26年度、前年度112,689人)と増加傾向であり、不登校児童生徒の割合は1.17%(前年度1.09%)

### ▶学年別の不登校生徒数

学年が上がるにつれ増加していることが分かる。また中学生になると急激に増加している。

<参考3> 学年別不登校児童生徒数のグラフ



出典：文部科学省

gadgebykids.com

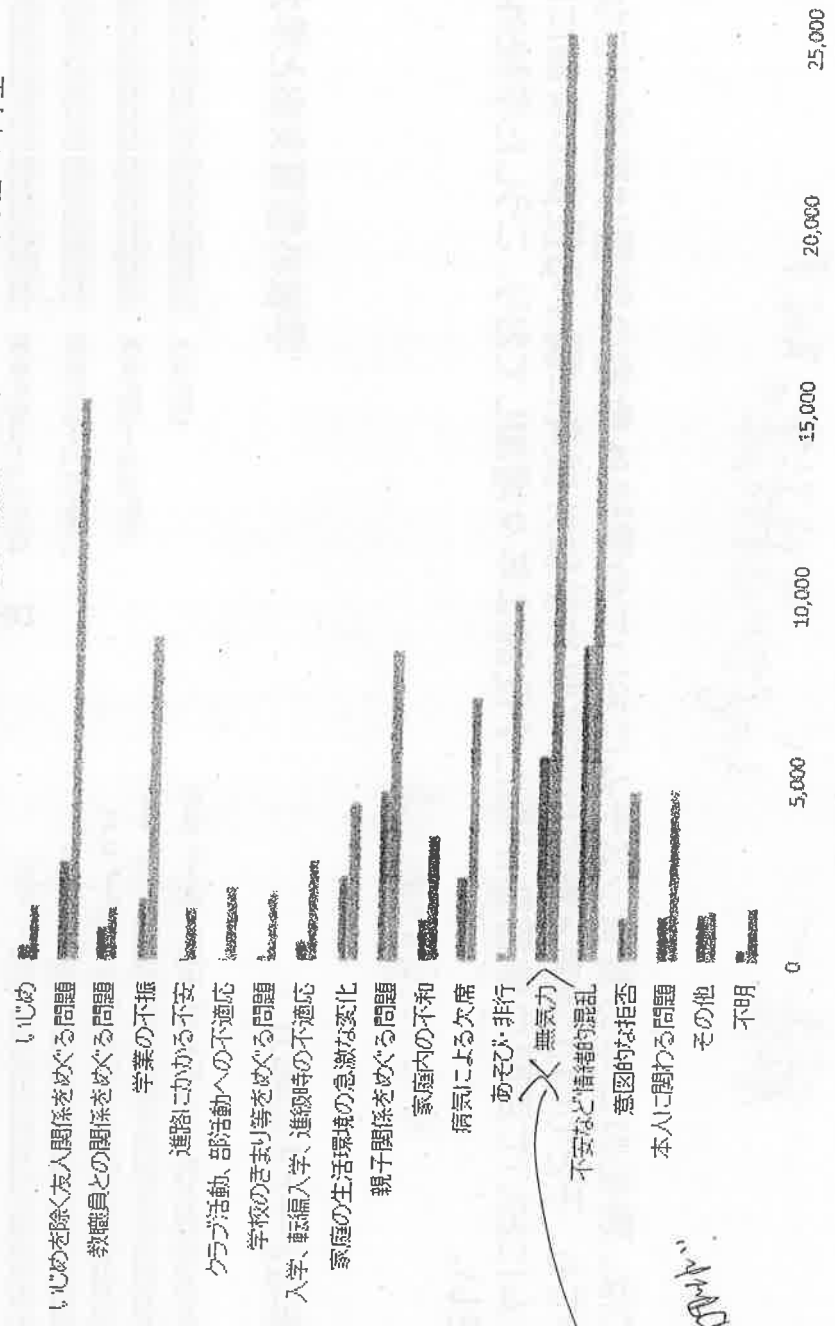


## ▼不登校がきっかけとなった要因

小・中学生ともに回答が多かったものは「無気力」による不登校、「不安などの情緒的混乱」による不登校、「いじめを除く友人関係のトラブル」による不登校である。

不登校になったきっかけと考えられる状況(複数回答)

●小学生 ●中学生



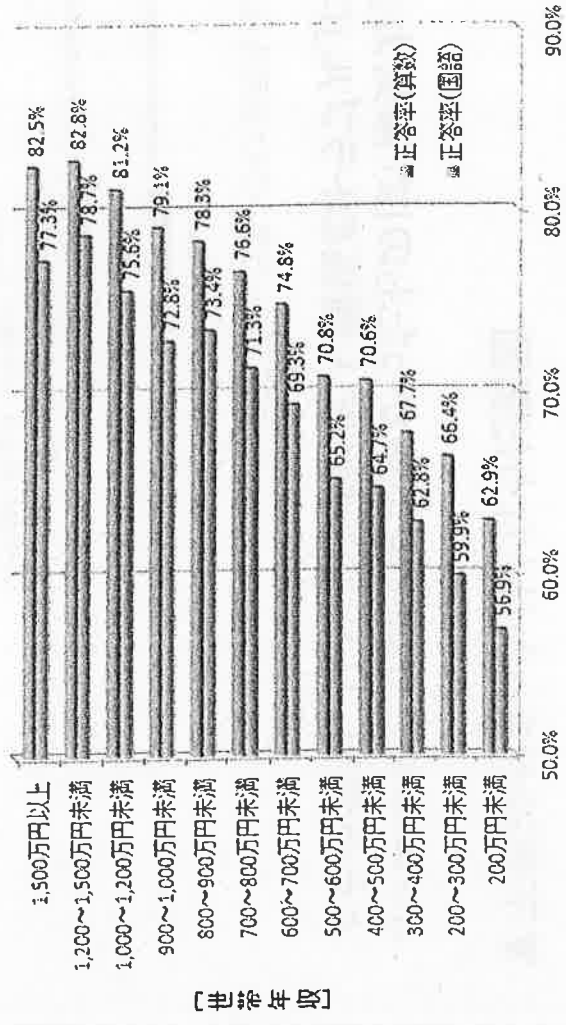
小・中学生ともに回答が多かったものは「無気力」による不登校、「不安などの情緒的混乱」による不登校、「いじめを除く友人関係のトラブル」による不登校である。

## (2)学力格差

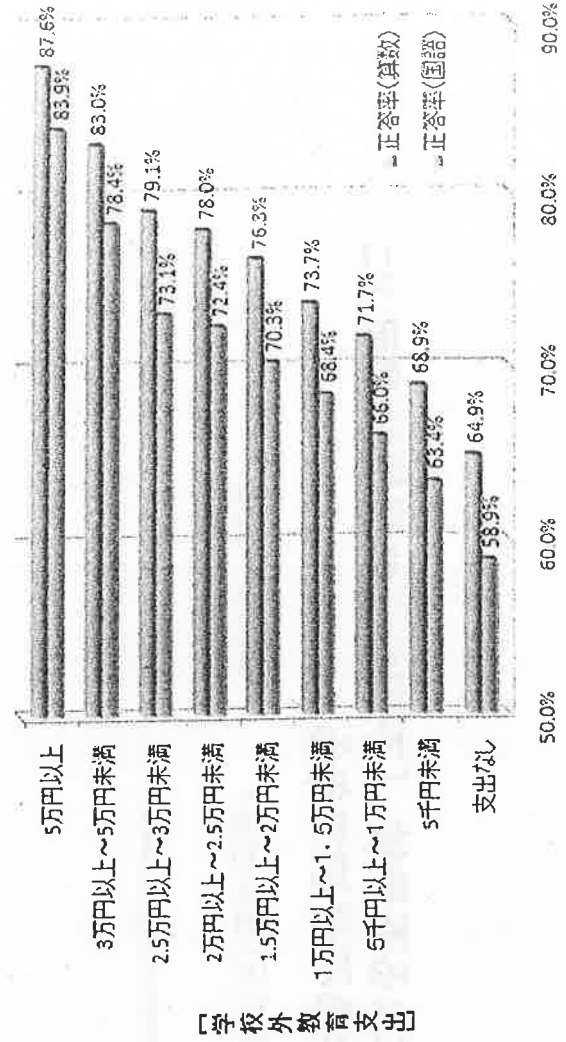
学力格差の背景としては、現在の日本の教育システムにおいての学校外教育の影響は軽視できないと考えている。全国学力テストの結果においても、子どもの正答率と親の世帯年収や学校外教育に関する投資の有無には一定の相関関係がある。日本の教育システムにおいて民間の学習塾が果たす役割は年々増加しており、こうした学校外教育の差が子どもの学力に与える影響は大きい。

学校外の勉強の差

### 〈世帯年収と子どもの学力〉



### 学校外教育支出と学力の関係



学力格差  
 教育投資の差  
 学校外教育支出

▼負のスパイラル

教育格差 → 学歴格差 → 所得格差 → 教育格差 (以下ループ)

教育格差が学歴格差を生み、学歴格差が賃金格差を生んで、格差が世襲される負のスパイラルができてしまう。

負のスパイラルを止める

### (3) 高校中退者の増加

#### ▼ 実際は高校中退者は減少している？

文部科学省の調査によると、高校中退者数は平成2年のピーク時、123,529人を境に徐々に減少傾向にある。ピーク時の123,529人に対し、平成26年の調査ではその約半数の53,403人まで減少した。ただし、生徒の人数も時代に応じて減少しているため問題は解決したとは言えない。高校中退者数を割合に換算すると、平成2年は2.2%で平成26年は1.5%となっている。

#### ▼ 通信制高校などの選択肢

中退以外の選択肢が増えたことが「高校中退者減少」の大きな要因となったと言える。近年、通信制高校(私立)へ入学する人が増加傾向にあるが、その大半は中学校や高校で不登校になった経験を持つ10代の若者である。以前は中学校で不登校になってしまった人も、とりあえず全日制高校に進学し、その結果高校を中退するというケースが多かったのですが、近年は中学卒業後すぐに通信制高校に入学し、卒業するという方が増えてきた。不登校の生徒がとりあえず全日制の高校へ進学する理由は「高校へ進学＝全日制高校への進学」というのが当たり前のように思われていることと、やはり「高校くらいは卒業しておかないと...」という気持ちからだと考えられる。

高校中退者、通信制

中退者

高校中退者 - 3(2018) - 2018.10.10

2018.10.10